

弘前藩の刑法典 (七) — 寛政律 —

付 小野慎吉氏旧蔵・弘前大学附属図書館所蔵資料

橋本

久

目次

はじめに

一 安永律

付1 『御刑罰御定』 (安永律)

(第六号)

(四) 寛政律 (その四)

補訂1 『藩法史料集成』所収「弘前藩御刑法牒」

(第十四号)

(六) 寛政律 (その五)

付4 『諸取引御触書』『公義御書付留』『公義御触書留』

(本号)

(七) 以下

付5 (参考) 『公事訴訟取捌』

(本号)

三 文化律

(八) 御刑法書之写

(第七号)

(九) 寛政律 (その一)

(第八号)

(十) 寛政律 (その二)

(第十一号)

二 寛政律

(十一) 寛政律 (その三)

(十二) 寛政律 (その四)

(十三) 寛政律 (その五)

(十四) 寛政律 (その六)

(十五) 寛政律 (その七)

(十六) 寛政律 (その八)

(十七) 寛政律 (その九)

(十八) 寛政律 (その十)

(十九) 寛政律 (その十一)

(二十) 寛政律 (その十二)

(二十一) 寛政律 (その十三)

(二十二) 寛政律 (その十四)

(二十三) 寛政律 (その十五)

(二十四) 寛政律 (その十六)

(二十五) 寛政律 (その十七)

(二十六) 寛政律 (その十八)

(二十七) 寛政律 (その十九)

(二十八) 寛政律 (その二十)

(二十九) 寛政律 (その二十一)

(三十) 寛政律 (その二十二)

(三十一) 寛政律 (その二十三)

(三十二) 寛政律 (その二十四)

(三十三) 寛政律 (その二十五)

(三十四) 寛政律 (その二十六)

(三十五) 寛政律 (その二十七)

(三十六) 寛政律 (その二十八)

(三十七) 寛政律 (その二十九)

(三十八) 寛政律 (その三十)

(三十九) 寛政律 (その三十一)

(四十) 寛政律 (その三十二)

(四十一) 寛政律 (その三十三)

(四十二) 寛政律 (その三十四)

(四十三) 寛政律 (その三十五)

(四十四) 寛政律 (その三十六)

(四十五) 寛政律 (その三十七)

(四十六) 寛政律 (その三十八)

(四十七) 寛政律 (その三十九)

(四十八) 寛政律 (その四十)

(四十九) 寛政律 (その四十一)

(五十) 寛政律 (その四十二)

(五十一) 寛政律 (その四十三)

(五十二) 寛政律 (その四十四)

(五十三) 寛政律 (その四十五)

(五十四) 寛政律 (その四十六)

(五十五) 寛政律 (その四十七)

(五十六) 寛政律 (その四十八)

(五十七) 寛政律 (その四十九)

(五十八) 寛政律 (その五十)

(五十九) 寛政律 (その五十一)

(六十) 寛政律 (その五十二)

(六十一) 寛政律 (その五十三)

(六十二) 寛政律 (その五十四)

(六十三) 寛政律 (その五十五)

(六十四) 寛政律 (その五十六)

(六十五) 寛政律 (その五十七)

(六十六) 寛政律 (その五十八)

(六十七) 寛政律 (その五十九)

(六十八) 寛政律 (その六十)

(六十九) 寛政律 (その六十一)

(七十) 寛政律 (その六十二)

(七十一) 寛政律 (その六十三)

(七十二) 寛政律 (その六十四)

(七十三) 寛政律 (その六十五)

(七十四) 寛政律 (その六十六)

(七十五) 寛政律 (その六十七)

(七十六) 寛政律 (その六十八)

(七十七) 寛政律 (その六十九)

(七十八) 寛政律 (その七十)

(七十九) 寛政律 (その七十一)

(八十) 寛政律 (その七十二)

(八十一) 寛政律 (その七十三)

(八十二) 寛政律 (その七十四)

(八十三) 寛政律 (その七十五)

(八十四) 寛政律 (その七十六)

(八十五) 寛政律 (その七十七)

(八十六) 寛政律 (その七十八)

(八十七) 寛政律 (その七十九)

(八十八) 寛政律 (その八十)

(八十九) 寛政律 (その八十一)

(九十) 寛政律 (その八十二)

(九十一) 寛政律 (その八十三)

(九十二) 寛政律 (その八十四)

(九十三) 寛政律 (その八十五)

(九十四) 寛政律 (その八十六)

(九十五) 寛政律 (その八十七)

(九十六) 寛政律 (その八十八)

(九十七) 寛政律 (その八十九)

(九十八) 寛政律 (その九十)

(九十九) 寛政律 (その九十一)

(一百) 寛政律 (その九十二)

(一百一) 寛政律 (その九十三)

(一百二) 寛政律 (その九十四)

(一百三) 寛政律 (その九十五)

(一百四) 寛政律 (その九十六)

(一百五) 寛政律 (その九十七)

(一百六) 寛政律 (その九十八)

(一百七) 寛政律 (その九十九)

(一百八) 寛政律 (その一百)

付3 『人別方御用取扱條例』『人別調方取扱條例』

(第十三号)

一 弘前大学付属図書館所蔵本[〇〇一、K一五六を用いた]。

一 字体、字配りはできる限り、原本に従つた。変体がなにつけでは必ずしも原本に従つてはいない。

一 原本には見られないが、項目の前など適宜行間を空けた。

一 原本の丁数・表裏を各丁表裏の終行末に「」で示した。
一 便宜上、(二)～(六)に倣い、各項目に「一」、「二」、「三」……、各条文に仮番号1、2、3……等の数字を付した。

一 他に適宜書き加えた個所は「」で示した。

〔表紙〕

〔縦11.8cm×横16.6cm〕

寛政律

寛政律の序言
寛政大典の序言
本稿は日本法の歴史を記す
考致罪之輕重無之の様被仰付
様奉存之即此度相定之御刑法名
目与明律刑名との相當之差等如左

覺

此度御刑法御改被 仰付ニ付沙汰

仕處明律者曆代之刑法を致損
益相立之儀ニ付律之輕重宜義理

共正敷御座得共當時ニ比ヘ得者
一躰之律重く御座之間明律ニ而

笞罪ニ相當リム部者大方戸メニ而
相濟ニ振合ニ御座ニ而猶又刑法茂

違之間其便ニ而難相用依之當時
通例行ひ之刑名を以明律之格ニ

隨ひ差等相立專其義理ニ依リ
輕重相分ケ申候右之内 公義御定
ニ拘リム儀并是迄之御法ニ而俄ニ輕
重難相分成者与得沙汰仕斟酌加
減仕ニ間此末御罰御沙汰御座ニ
節若此度相定ニケ条之内洩ニ儀
御座ニ而茂右之趣を以明律を參

〔一オ〕

弘前藩の刑法典 (七)

五年 明律	笞刑	三十日 廿日 十五日 十日 五日
		鞭刑
四年 明律	杖刑	四十日 三十日 二十五日 二十日 十日
	杖刑	五十日 五十日 四十日 三十日 十日
三年 明律	鞭刑追放	三十五日 三十日 三十日 二十日 十五日 十日
	杖刑	三十五日 三十日 三十日 二十日 十五日 十日
两年 明律	杖刑	三十五日 三十日 三十日 二十日 十五日 十日
一年半 明律	杖刑	三十五日 三十日 三十日 二十日 十五日 十日
一年 明律	杖刑	三十五日 三十日 三十日 二十日 十五日 十日

〔二二〕

〔二二〕

五年 明律	死刑	一年鞭三十 一年半鞭三十 一年鞭三十 一年半鞭三十
		三年里杖一百 三年里杖一百
四年 明律	斩刑	斬門
	绞刑	斬秋後
三年 明律	磔	斬即決
	火刑	火刑者火附を極而重科ニ相立バ 公儀御定ニ付明律相當無之
两年 明律	斬	斬秋後
	绞	绞死刑
一年 明律	斬	斬即決
一 年 一 年	獄門	獄門
五年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
四年 明律	磔	磔
	火刑	火刑者火附を極而重科ニ相立バ 公儀御定ニ付明律相當無之
三年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
两年 明律	磔	磔
	火刑	火刑者火附を極而重科ニ相立バ 公儀御定ニ付明律相當無之
一年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
一 年 一 年	獄門	獄門
五年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
四年 明律	磔	磔
	火刑	火刑者火附を極而重科ニ相立バ 公儀御定ニ付明律相當無之
三年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
两年 明律	磔	磔
	火刑	火刑者火附を極而重科ニ相立バ 公儀御定ニ付明律相當無之
一年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
一 年 一 年	獄門	獄門
五年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
四年 明律	磔	磔
	火刑	火刑者火附を極而重科ニ相立バ 公儀御定ニ付明律相當無之
三年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
两年 明律	磔	磔
	火刑	火刑者火附を極而重科ニ相立バ 公儀御定ニ付明律相當無之
一年 明律	斬	斬秋後
	絞	絞死刑
一 年 一 年	獄門	獄門

但
子兄弟
通越
難人
事
以
料
過
過
錢
為
差
出
十
文

〔二一〕

3	三	鞭刑追放五 鞭十八所拂	同九 同十武 同十五
	同廿一 同廿四五里 同廿七七里 同三十里	大場御構	
	但追放ハ鞭十八以上ニ心得共其罪之子 細ニより其處ニ難差置者ハ鞭數 ニ不拘所拂可致事		

5	五	死刑四 斬 獄門	六	六	贖刑 鞭三六
			一	同九八	同六八
				同十二八	三貫六百文
				同十五八	四貫武百文
				同十八八	四貫八百文
				同廿一八	五貫四百文
				同廿四八	六貫文
				同廿七八	十武貫文
				同三十八	十五貫文
				徒半年八	十八貫文
				同一年八	廿一貫文
				同一年半鞭三十	廿四貫文
				徒半年鞭三十	三十貫文
				同一年半鞭三十	三十三貫文
				但年限之通苦便可致之事	三十六貫文
				但徒刑之者銅鉛山江差遣ス鞭刑之上	

死罪ハ 四十二貫文

右過料之儀者老幼廢疾之類刑ニ不可行者并過ニ而人を殺或ハ疵付ニ類相當之過料ニ而罪を贖ひ可申事

一過料之者若貧困ニ而上納難相

成者銅鉛山江差遣ス一日六十文

之積を以夫役ニ遣可申事若又

老幼廢疾之類夫役ニも難相成者ハ

其身牢舎之上一年或ハ弐年

ニ而用捨可致ニ事

〔五才〕

一歳七十以上十五歳已下并廢疾之者死罪以下贖ニ而用捨可致ニ事

八十以上十歳已下死罪を犯しニ者ハ上聞之上時宜御沙汰可被仰付事

盜賊并人ニ疵付ニ者贖越出させ可申事

其餘之罪者御構無之九十以上

七歳以下ハ死罪ニ而も刑を不可加事

罪越犯しニ節未老疾ニ無之ニ共事頭ニ節老疾ニ心得者老疾ヲ以沙汰可致事幼少

之節罪を犯壯年ニ至リ事頭ニ節幼少之例ヲ以沙汰可致事

少之例ヲ以沙汰可致事

一廢疾之事惣而人事ニ者つ連ニ片輪病人ヲ云なり馬鹿乱心之類も

廢疾と可致事

〔六才〕

13 一歳七十以上十五歳已下并廢疾之者死罪以下贖ニ而用捨可致ニ事

八十以上十歳已下死罪を犯しニ者ハ上聞之上時宜御沙汰可被仰付事

盜賊并人ニ疵付ニ者贖越出させ可申事

其餘之罪者御構無之九十以上

七歳以下ハ死罪ニ而も刑を不可加事

罪越犯しニ節未老疾ニ無之ニ共事頭ニ節老疾ニ心得者老疾ヲ以沙汰可致事幼少

之節罪を犯壯年ニ至リ事頭ニ節幼少之例ヲ以沙汰可致事

少之例ヲ以沙汰可致事

一廢疾之事惣而人事ニ者つ連ニ片輪病人ヲ云なり馬鹿乱心之類も

廢疾と可致事

科人首從を可別事

14 一武人以上申合罪を犯ニ節其内趣意相企ニ者越首と致ニ事其餘ハ

從と致ニ事從之者ハ首々罪一等を減可申事尤文本同類不残と有之ハ

老幼廢疾之事

八

12 11 10 9 8 7

一不孝祖父母之敬不宣難没せしむる者之事并
一不義支配之者頭分之者越殺し弟
一大不敬御宗廟御飾物并御召物等ヲ
一不孝祖父母之敬不宣難没せしむる者之事并
一不義支配之者頭分之者越殺し弟

一大不敬盜取ニ者之事

一不孝祖父母之敬不宣難没せしむる者之事并
一不義支配之者頭分之者越殺し弟

一大不敬盜取ニ者之事

〔五ウ〕

一武人以上申合罪を犯ニ節其内趣意相企ニ者越首と致ニ事其餘ハ

從と致ニ事從之者ハ首々罪一等を減可申事尤文本同類不残と有之ハ

首從之差別無之事

但組合四軒ニ不満者ハ四軒之割合を以
不足分ハ容赦致ひ事

一人ニ而二罪有之事

一九二罪以上共ニ頭連(わ)節ハ重きもの一ヶ

条を以罪を定ひ事若一罪先(レ)

頭連既ニ刑を加ム後外之罪頭連

い節者輕き者并同等之科者御

沙汰ニ不及若跡ニ頭連(わ)科重くハ

沙汰直しニ致前罪之鞭數差引

残る鞭數斗刑を加ム事

〔六ウ〕

科人自身申出ム者

一惣而惡事を致ム者事未タ頭さる

以前自身申出ムニ於てハ其罪御容

赦被仰付セツヒヤウフ事但人を疵付或者物ニ

寄不可償品并姦通之類者不許事

一竊盜或ハ手段等ニ而人之財物を取り

其後過を悔ム而自身与本人江返セツハシタマツルハ

者者 上江申出ると同前其科可許事

〔七オ〕

五軒組合連坐可致ムケ条之事

一九二罪以上共ニ頭連(わ)節ハ重きもの一ヶ

条を以罪を定ひ事若一罪先(レ)

頭連既ニ刑を加ム後外之罪頭連

い節者輕き者并同等之科者御

沙汰ニ不及若跡ニ頭連(わ)科重くハ

沙汰直しニ致前罪之鞭數差引

残る鞭數斗刑を加ム事

〔三〕

親族罪を隠ム而茂御容赦之事

一父母兄弟伯叔姑夫婦之間罪有
之相隠ム共御咎無之事但シ其

事を泄し逃去らしむとも不可罪事

家來主人之為ニ隠ム茂是又同前

其外妻之父母娘之配偶之兄弟

者相隠ム節平人ム罪三等を減ス

可申事

〔七ウ〕

21 20 19 18 17 一

盜 桦
博奕之宿
隱商賣

右ヶ条之内罪犯ム者組合之者ハ

本人之罪相當を以過料ニ直し

組合四軒各為差出ム事

一四

親族輕重之事

一本人ニ祖父母と有之者高祖曾祖同
様之事孫と有之ハ曾孫玄孫同様
之事嫡孫之承祖ハ父母と同様嫡
母養母者実母と同様之事

〔八才〕

一七

不義財物取捌事

一財物之上ニ而罪を犯ム者本人相手共ニ
罪有之時ハ其財物ハ没収可致事若
相手方罪有リ本人罪無之時者其財
物者本人江返ム事

〔九才〕

一五

罪可減者ハ累減を得る事

一譬ハ罪を犯ム者首と從と有之時
其從之者ハ罪一等を減ム上其者
外可減子細有之時ハ又幾度茂每
ミニ減可申事

一六

婦人犯罪ム事

一婦人之罪を犯ム(は)鞭十五ニ不可
過鞭十五以上ニ相當ム節ハ十五鞭
切ニ而殘る數者過料ニ而罪を贖可申事
一婦人之鞭刑ハ襦紳之上ヲ打可
申事但姦淫之罪者衣を去り直ニ
打可申事竊盜之類者入墨許可申事

〔八ウ〕

一八

同類之内出奔有之片口ニ相成ム者之事

一同類之内一人出奔致し老人召捕ム節其
者出奔致ム者を本人之旨申出別ニ證
人無之時者其者ハ從と致し刑を可加事
其後出奔致ム者を召捕糺明致ム

三一

節最初之者本人ニ相違無之者則
首と致残る刑を加ヘム事

一九

罪科加減之倒(マシ)

一加と云ハ本罪之上ニ猶加而重く致事

〔九ウ〕

没収可致之事

三
人を謀て殺ひ者

〔一〇ウ〕

一宿意を以謀て人を殺ひ者其張

本人ハ獄門加談手傳致し殺ひ者ハ

斬罪加談斗ニ而手傳不致者ハ徒一

年半鞭三十

一疵付ひ斗ニ而不死時ハ張本人者斬

罪加談手傳致ひ者徒一年半鞭三十

一謀殺之事行ひ得者疵付不申ひ共

張本人ハ鞭三十加談手傳之者鞭十五

一右之張本人ハ縦其場ニ不臨ひとも殺

ひ節ハ其身手ニ懸ヶ殺ひ同前疵

付ひ節ハ手ニ懸疵付ひ同前之事

加談之者ハ其場ニ不臨ひ得者其

場ニ臨ひ者ヲ罪一等を許可申事

一若国之財宝を取ひ得者強盜之

律ニ隨ひ張本人加談之差別無之

不殘磔 但同行之内ニ而も財を分

ケ不申ひ得者謀殺之律ニ而捌ひ事

減と云ハ本罪之上を猶減し而軽く致

ひ事但減ひ節ハ四段之死罪三段

之徒罪各一等と致し減ひ事加ひ

節ハ一段毎ニ一等と致ひ事猶又

加罪者徒一年半鞭三十限ニ而加而

死ニ不可入死ニ可入者ハ其ヶ条ニ其決

断有之ひ事

二〇

闕所之事

33

一闕所之事鞭三十以上專利欲ニ拘ひ

科ハ其利欲之輕重ニ依リ田畠或者家

屋敷家財等闕所可申付事重

罪ニ而も利欲ニ不拘者ハ律之ヶ条ニ
出ひ外ハ闕所不可致事

〔一〇オ〕

二

取押物之事

34

一惣而禁を犯ひ者を取押ひ儀其掛

リ合役筋之者ニ無之ひ者其品物取押

ひ者江被下ひ事其役筋ニ而取押ひハ

押物之多少ニ依リ御賞被下其品ハ

〔一一オ〕

一

取押物之事

39

一惣而禁を犯ひ者を取押ひ儀其掛

リ合役筋之者ニ無之ひ者其品物取押

ひ者江被下ひ事其役筋ニ而取押ひハ

押物之多少ニ依リ御賞被下其品ハ

一

取押物之事

38

一惣而禁を犯ひ者を取押ひ儀其掛

リ合役筋之者ニ無之ひ者其品物取押

ひ者江被下ひ事其役筋ニ而取押ひハ

押物之多少ニ依リ御賞被下其品ハ

二三

謀而親を殺ひ者

一謀而親を殺ひ者男女ニ不限肆

之者鋸引婦人夫之父母を殺

ムも同様之事

鋸引之者ハ罪之次第建札致し

往來道路ニ於而肆之事三日往來

之者勝手次第鋸引為致ム事

右日限相済ム迄鋸引致ム者無之

ム者其節引廻之上磔

一弑逆之事既ニ行ひム得者縊疵付

不申共磔

一親殺之者妻子者不殘遠追放

家屋敷家財闕所但子ニ而も別

居之者ハ御容赦之事

一親殺之者於自滅ハ死骸塩漬

磔可致事

〔一一〇〕

二四

親族之謀殺

一祖父母を殺さんと謀已ニ行ひ候者

一妻妾他之人と致姦通因夫越殺
ム者引廻之上磔姦夫ハ獄門若

〔一一一〕

祖父母同様之事

一婦人夫之祖父母并夫を殺ム者右同

様之事

一伯叔父姑兄姉ハ謀殺已ニ行ひム得

ハ徒一年鞭三十疵付ム得者獄門

殺ム得者磔

一祖父母父母子孫を謀殺致ム者解死

人ニ不及徒老年半鞭三十

一伯叔父姑之甥姪越謀殺致し兄姉

之弟妹を致謀殺ム者斬罪

〔一一二〕

二五

謀而主人を殺ム者

一謀而主人を殺ム者男女ニ不限肆

之者鋸引但疵付ム者行ひム者

惣し而子之父母ニ對しム同様之事

〔五六〕

二六

姦ニ因而夫を殺ム者

一妻妾他之人と致姦通因夫越殺

ム者引廻之上磔姦夫ハ獄門若

男之手段のミヌテ女其謀を雖不
知女ハ斬罪又女之手段斗ニ而男
其謀を不知時ハ只姦夫之刑ニ

一等加て罪ニ行ひ事

一妻妾人と姦通致ニを現在姦通
之所ニ於而見届即時ニ殺ニ者
者御咎無之事若其場を立去

ニ後訴も無擅ニ殺ニ者ハ喧嘩ニ而
人を殺しニ同様之事

〔二七〕

表題欠

53

一一家之内非死罪人三人を殺し
并人之支體を切^(レ)るときむこく
殺害致ニ引廻之上磔家財ハ
闕所死者之家江被下ニ事妻
子者遠追放致加談手傳ニ者共
ニ獄門但追放之義別居之子ハ
御用捨之事

〔一三ウ〕

〔二四〕

52

一妻妾人と姦通致ニを現在姦通
之所ニ於而見届即時ニ殺ニ者
者御咎無之事若其場を立去

ニ後訴も無擅ニ殺ニ者ハ喧嘩ニ而
人を殺しニ同様之事

〔一三オ〕

二九

呪詛毒薬

55 一呪詛調伏等を以人を殺さんと謀り

ニ者謀殺之律を以罪ニ行ひ事
若只人を苦めんと謀ニ者ニ等越
減可申事毒薬を用ニも同様之事
毒薬買ひ未用ニ者鞭三十其事を
知て薬を賣ニ者同罪不知時者御
咎無之事

〔一四オ〕

三〇

打擲ニ而人を殺ニ者

56 一本^レ巧ミて殺ニ心ニハ無之一時之喧

嘩打擲ニ而人を殺ニ者ハ斬罪尤
相手方理不尽之致万ニ而不得止
事切害ニおひてハ相手方親類名
主僕儀之上被殺ニ者平日不法者
ニ相違無ニ者死罪ニ等越減可申事

一支配之者頭分之者を殺さんと謀り
行ひ得者徒半年鞭三十疵付ニ
得者斬罪殺ニ得者磔

〔一六〕

54 一支配之者頭分之者を殺さんと謀り
行ひ得者徒半年鞭三十疵付ニ
得者斬罪殺ニ得者磔

二八

頭分之者を謀殺致ニ者

57

一同く謀て人を打擲致ス死ニ至ル得者
急所之疵を得させル者を解死人ニ
可致ル事 但最初事を企ル者ハ徒一年半鞭三十餘人ハ何連も
鞭十五

〔一四ウ〕

三

58

〔マ、」
輕我ニ而人を殺ル者

一怪我ニ而人を殺し或ハ疵付ル者打擲
之律ニ依而贖を取り其人ニ被下ル事
途中馬車ニ而人を過ル者緩怠之事無之
若不慎之儀有之者打擲之律を

三

人を逼テ死を致ル者
一事ニ依リて人を逼リ其人自殺致ル
者鞭十五并金武両越出さし免死

妻妾自殺致シル者不及御沙汰事但シ重キ
疵等為負ル節ハ夫妻妾を打擲之律
ニ依テ沙汰可致ル事

〔一五ウ〕

三

三

人を逼テ死を致ル者

一事ニ依リて人を逼リ其人自殺致ル
者鞭十五并金武両越出さし免死

者之家江被下ル事若姦を行ひ盜
を致ルため人越逼リ死を致ル者ハ
獄門

三四

人殺之者越内済致ル者
一祖父母父母人之為ニ殺さ連其子孫〔れ〕
内済致ル者徒一年半鞭三十夫

殺さ連ル而内済致ル者は又同様
之事伯叔父姑兄姉ハ武等越
減可申事若子孫人之為ニ殺され
祖父母父母内済ニ致ル者鞭九常
若又強て擅ニ殺シル者鞭十五但外の
一妻妾夫之祖父母父母を打擲等ニより
其夫打之因て死ニ至リル者御構無之
若又強て擅ニ殺シル者鞭十五但外の

罪等ニ依リ打殺ル者可為解死人ル事
一夫妻妾を打擲或ハ罵リ等致ルニ依リ其
妻妾自殺致シル者不及御沙汰事但シ重キ
疵等為負ル節ハ夫妻妾を打擲之律

〔一六オ〕

〔一五オ〕

60

一怪我ニ而人を殺し或ハ疵付ル者打擲
之律ニ依而贖を取り其人ニ被下ル事
途中馬車ニ而人を過ル者緩怠之事無之
若不慎之儀有之者打擲之律を

一危き仕業致し因て人を殺シル者
喧嘩ニ而殺し疵付ルと可為同然事
一若又謀て人を殺さんとして過て別人
を殺し疵付ル得者謀殺を以て沙汰可致事

61 62 63 64

人殺之者越内済致ル者
一祖父母父母人之為ニ殺さ連其子孫〔れ〕
内済致ル者徒一年半鞭三十夫

殺さ連ル而内済致ル者は又同様
之事伯叔父姑兄姉ハ武等越
減可申事若子孫人之為ニ殺され
祖父母父母内済ニ致ル者鞭九常
若又強て擅ニ殺シル者鞭十五但外の
一妻妾夫之祖父母父母を打擲等ニより
其夫打之因て死ニ至リル者御構無之
若又強て擅ニ殺シル者鞭十五但外の

65 66

〔一七〇〕

を傷り并耳鼻を傷りひ者鞭
十五湯火を以て人越傷りひ者不

傷を以て人之口鼻之内江入ひ茂同
様之事歯式枚指式本以上越折ひ
者鞭十八

72

一人之骨を折り并両目を傷メ或ハ
婦人之胎越堕し并一切之刃物之

切疵者鞭廿四 但兵器ニ而茂柄越以て

打ひハ刃物ニハ無之ひ事

73

一手一本足一本を折或ハ一日越潰し
ひ者鞭三十

一両手足を折或ハ両目越潰し或ハ
持病等有之処ニ因て廢疾ニ至らしめ

ひ者并人之陰陽を傷ひ者徒一年

半鞭三十右科人之家財半分ヲ以
定ひ事

疵得ひ者江被下ひ事

右條々之科人大勢ニ而犯しひ節其
内疵付ひ者を重罪ニ致ひ事本趣意
企ひ者ハ疵付不申ひ而も其次之科
ニ申付ひ事但疵を得ひ者若死ニ

三五

打擣

〔マ、ミ〕喧嘩打擣ハ疵之輕重を以て罪越

定ひ事

一手足或ハ外之物越以て人を打擣

致ひ者戸メ十日疵付ひ得者戸メ廿日

但打ひ處不破ひ共青赤ニ腫ひを疵与

定ひ事

一血鼻口呑出或ハ内損血を吐ひ者鞭
九不淨之物を以て人之頭面を汚
カ

しむ者右同様之事

一歎一枚或ハ手足之指一本を折一日

〔一六ウ〕

68 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

69 一同居或同行之人初タ其人を謀て
害せんとする事を存ながら不留
者并被殺ひ後不訴者ハ鞭十五

70 〔マ、ミ〕打擣ハ疵之輕重を以て罪越

定ひ事

71 一歎一枚或ハ手足之指一本を折一日

〔一七ウ〕

72 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

73 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

74 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

75 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

76 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

77 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

78 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

79 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

80 一内濟之為ニ略越取りひ者ハ錢之高を
以て竊盜ニ準し重方ニ而沙汰可致
事但シ父母殺され略越取りひ者ハ
死罪

至りぬ得者同行之内人を殺ぬ節
不届之律ニ依而鞭十五

76

一喧嘩ニ而両方疵を得ぬ節双方之
疵相改メ疵之輕重ニ而罪を定ム

事尤跡々手越下し理直き方者
二等減し可申事

三六

疵療治之事

77

一疵を蒙リ者日限を立打擲之者
治療致さしむ遍き事日限之内
死ぬ得者打擲之者可為解人の事
若日限之内ニ而も疵平癒之断差
出ぬ後餘病ニ而死ぬ得者只打擲之
罪可行ひ事

78

〔一八ウ〕

〔一八オ〕

一手足其外之物ニ而輕き打疵者
二十日限重創火毒ハ三十日手足
を折骨痛ミ婦人之墮胎者五
十日限

三七

勢越以て人を縛り打擲致ム者
一争論ニ依て人を縛り打擲致ム者ハ
私家ニ於て人を押籠等致ム者ハ
鞭九若疵重く内損吐血以上ニ
至りぬ得者平人打擲々二等を加ヘ
可申ム事尤自分手を下不申ム
とも差圖致ム者本罪可致事

三八

〔一九オ〕

差圖を受手越下しム者一等を
減可申事

三八

下人主人を打擲致ム者

一下人として主人を打擲致ム者獄門

死ニ至りぬ得者鋸引怪我ニ而殺ム
者斬罪怪我ニ而疵付ム得者徒
一年半鞭三十

81

〔一九ウ〕

82

一主人下人を打擲致ひ者輕き疵ハ
御沙汰ニ不及折傷以上之疵ハ平人
打擲右四等越減可申事死ニ至りひ
得者鞭十八怪我ニ而殺ひ得者御沙
汰ニ不及ひ事

三九

83

妻妾夫を打擲致ひ者
一妻夫を打擲致ひ者鞭十五折
傷以上之疵者平人^(マ)越^(マ)三等を可加事
一目を潰し^ム以上ハ斬罪死ニ至
りひ得者磔

84

一若妾ハ夫并妻越打擲致ひ得者又
一等を加可申事死ニ至ひ得者磔
尤加ルものハ加て死ニ入ひ事
一夫妻を打擲致ひ者折傷以上^ム
阿^(ア)らされハ御沙汰ニ不及事右以上
平人之律ニ二等を減可申事死ニ
一至りひ得者斬罪妾を打擲致折
傷以上ニ至りひ得者又二等を減可申事
死ニ至ひ得者鞭三十

86

一妻能^(シテ)妾を打擲致ひ者夫の妻越
打擲致ひと同様之事怪我ニ而
殺ひハ其證據分明^ムおひてハ御

沙汰ニ不及ひ事

四〇

87

一弟妹として兄姉を打擲致ひ者鞭
二十七疵付ひ得者鞭三十折傷ハ徒
一年半鞭三十刃傷并手足越
折一目を潰し^ム以上ハ斬罪死ニ
至りひ得者獄門伯叔父姑を打擲
致ひ者同様之事怪我ニ而殺し
或ハ疵付ひ者本殺傷之罪ニ二等を
減可申事尤曠ニハ難相成^ム

一兄姉之身として弟妹を打擲ニ而
殺し伯叔父姑之甥姪を打擲ニ而
殺ひ者鞭三十怪我ニ而殺ひ得者證

據分明ニ於てハ御沙汰ニ不及ひ事
一子孫として祖父母父母を打擲致ス
者并妻として舅姑を打擲致ひ者

〔二一〇〕

89

88

一兄姉之身として弟妹を打擲ニ而
殺し伯叔父姑之甥姪を打擲ニ而
殺ひ者鞭三十怪我ニ而殺ひ得者證

據分明ニ於てハ御沙汰ニ不及ひ事
一子孫として祖父母父母を打擲致ス
者并妻として舅姑を打擲致ひ者

七六

獄門死ニ至リム得者鋸引怪我ニ而殺
ム者斬罪

90

一祖父母父母之子孫越打擲ニ而殺ム
者鞭十五継母ハ一等越加ヘ可申事
但子孫祖父母越罵リ或ハ打ムニ依因テ
打擲致ス死ニ至リム得者御沙汰ニ不及怪
我ニ而殺ム者是又同様之事

〔二二一ウ〕

四一 師匠を打擲致ム者

91

一師匠越打擲致ム者平人ニ二等越
加ヘ可申事殺ム得者磔

〔二二二ウ〕

四二

父祖人ニ打擲せられ其子孫
返打ム者

92

一祖父母父母人之為打擲せられ其
子孫救ム為ニ返し打ム者輕き疵者
不及御沙汰折傷以上ニム得者平
人打擲ル三等を減可申事死ニ至ム
得者定法之如可為解死人事

〔二二二オ〕

盜賊
竊盜

93 四三

一盜致ム者入墨之上盜取ム高ニ應し
軽重之罪科可行事

入墨

一十貫文以下 鞭三

一十貫文以上 同六

一廿貫文以上 同九

一卅貫文以上 同十二

一四十貫文以上 同十五

一五十貫文以上 同十八

一六十貫文以上 同廿一

一七十貫文以上 同廿四

一八十貫文以上 同廿七

一一百貫文以上 徒半年鞭三十

一一百貫文以上 同一年鞭三十

一一百廿貫文以上 同一年半鞭三十

一一百三十貫文以上 斬罪但從之者ハ死
罪一等を許ム事

右錢高ヲ以罪之輕重を定ム儀盜取ム
品幾人ニ而分ム而茂分前之高ニ不拘

〔二三才〕

〔四五五〕

表題欠

盜取の本高ヲ以一人毎罪を加ひ事
尤従之者一等越減可申事但シ

一時ニ数家ニ於て盜取の節其内一

家之財多き方ヲ以て罪を定ム
事米穀等ハ時之直段ヲ以錢ニ
直し品物ハ直打致させ錢ニ差

積可申事

一盜ニ忍入の者財物を取不申得

者鞭三入墨ハ免之

但人之土蔵破り或ハ盜ニ忍入の次第

ニ依り大盜ニ紛無之のハ財物ニ不拘

入墨鞭三十

一入墨之儀腕江廻し幅三歩程ニ入

墨可致ム尤初度ハ右之腕江彫り

二度目者左之腕江彫可申ム三度

ニ及ひ得者多少ニ不依斬罪

四四
御城中江入盜致ム者獄門

96

95

〔二三ウ〕

97

一御預之物を私曲致し盜取の者首
従之差別無之盜取の錢高越以
罪を定ム事尤幾人ニ而分ム而も
分前之高ニ不拘盜取の本高を以
一人毎ニ罪を加ひ事

定

一二貫五百文以下

入墨鞭九

一二貫五百文以上

同十二

一五貫文以上

同十五

一七貫五百文以上

同十八

一十貫文以上

同廿一

一十二貫五百文以上

同廿四

一十五貫文以上

同廿七

一十七貫五百文以上

同三十

二十二貫文以上

徒半年鞭三十

二十五貫文以上

徒一年鞭三十

一三十貫文以上

同一年半鞭三十

四十貫文以上

死罪之代リ徒二年

鞭三十

〔二四ウ〕

御藏之財物盜取ひ者

一 御藏之財物を盜取ひ者并御藏
廻之者御藏之財物越私曲致ひ者

首從之差別無之盜取ひ錢高
を以て罪を定ひ事尤幾人ニ而分

けひ而も分前之高ニ不拘盜取ひ本
高ヲ以一人毎ニ罪越加へひ事

定

五〇	五貫文以下	鞭六
五一	五貫文以上	鞭九
五二	十貫文以上	同十二
五三	十五貫文以上	同十五
五四	二十貫文以上	同十八
五五	二十五貫文以上	同二十一
五六	三十貫文以上	同廿四
五七	三十五貫文以上	同廿七
五八	四十貫文以上	同三十
五九	四十五貫文以上	徒半年鞭三十
六〇	五十貫文以上	同一年鞭三十
六一	五十五貫文以上	同一年半鞭三十

〔二五五〕

一八十貫文以上

但御藏廻之者私
斬曲致ひ分ハ死罪
鞭三十
之代徒二年

一追剝強盜之者既ニ行ひぬ得者財物を

取り不申とも徒一年半鞭三十既ニ
財物を取りぬ得者同類不殘磔

一盜ニ忍入ひ其家之人江手向致或ハ疵
付ひ得者強盜之御仕置たる遍くひ

但同類之者助力不致者竊盜越
以て沙汰可致ひ事

一若竊盜既ニ財物を捨逃去ひを

其家人追懸ひニ付因之手向致ひ
者ハ此律を不用科人手向之事

を以て刑越加ひ事

〔二五〇〕

四八	白昼人之物掠奪ひ者
四九	一白昼人之物を奪取ひ者鞭三十若
五〇	取ひ高多ひハ、竊盜之罪ニ二等を
五一	可加事從之者一等を可減事
五二	一難船等之節便ニ乗し乱妨致ひ

〔二六〇〕

者同様之事

喧嘩等致因て財物越奪取る者

是又同様之事

105 一巾着切之類ハ掠奪ニ無之竊盜

之律を以刑越加へる事

四九 火付

106 一盜之為ニ火を付ル者火刑但シ燃立不申

レ得者斬罪

(107)

五〇 馬盜

108 一馬を盜賣買致ル者斬罪

五一 盜枷

109 一盜枷取致ル者枷取之多少を以て

御藏之財物を盜取ル律を以刑を

可加事尤入墨ハ免しル事

110 一山師共過木伐取ル者伐出之過木

不残取上ヶ伐出之多少ヲ以罪越

(二七〇)

加ル事前条同様之事

111 一御留山ニ而薪柴等越盜伐ル者過料

一貫文尤伐出之高多くル節ハ錢ニ

差積一倍之過料可申付事御

留山ニ無之共御停止木伐荒ル者

右同様之事

112 一山中伐荒有之科人相知不申節ハ

伐荒之多少を以山下村過料可

申付ル事

113 一無極印之材木賣買致ル者取上ヶ

之上盜物を乍存賣買致しル律越

以て刑を加ル事

(二七一)

五二 流失流木盜揚ル者

114 一出水之節流失流木取揚ル者見分

之五ヶ一山師ヲ相渡可申ル若隠置

被見出ル節ハ隠木多少を以て過料

為差出ル事

定

一十本以下 一貫二百文

一十本以上 一貫八百文

一二十本以上 二貫四百文

一三十本以上 三貫文

一四十本以上 三貫六百文

一五十本以上 四貫二百文

一六十本以上 四貫八百文

一七十本以上 五貫四百文

一八十本以上 六貫文

一九十本以上 六貫六百文

一百本以上 七貫二百文

田野之穀物を盜取ひ者 五
五

一田野之穀物を盜取ひ者竊盜ニ準
し多少ヲ以罪を定ひ事但入墨

同様之事

117

116

五
五

〔二八〇〕

五
四 夜中無故人之家ニ入ひ者

一夜中無故人之家ニ入ひ者鞭三若
其家人即時ニ殺ひ者ハ御擣無

之若又既ニ捕置擅ニ打擣致疵付

ひ者平民打擣ヲ二等越減罪ニ

行ひひ事死ニ至リひ得者鞭三十

盜之宿致ひ者

一強盜之宿致ひ者其身不行ひとも

財物を分取ひ得者磔財物を取不

申ひ得者徒一年半鞭三十

一竊盜之宿致ひ者財物を分取ひ

得者其身不行ひ共竊盜之首と

可為同然ニ事財物を取不申ひへ

者一等越減可申事入墨同様之事

一強盜竊盜之盜物を乍存買ひ者

品物錢ニ差積竊盜之律二等越

減罪ニ行ひ事乍存預り置ひ者

又一等を減ひ事

但品物之高多ひ共鞭十五ニ而許し

〔二九〇〕

可申事若不存ひ得者御構無之
品物者本人江返し可申ひ事

一語ひ手段等ニ而取ひ者是又竊
盜同様之事但入墨免之

五六

勾引

一手段を設人を勾引ひ者鞭卅
因て人を疵付ひ者斬罪

127 126
一物取ニ無之申訳之為有合之印
〔マ、〕
刑押ハ類ハ竊盜ニ準シ一等を減
可申事入墨免之

五九

役人を似せひ者

128 一在々通り役人を似せ往來之人馬

賄等差出させひ者鞭三十

六〇

似せ金錢を造ひ者

129 一似せ金錢を造り并ニ私ニ錢を鑄ひ

者疊細工人同罪其余加談之者
者死罪一等を減可申事但似せ金
と乍存通用致ひ者は是又同様之事

五八

謀書謀判致ひ者

124 一御印并奉行諸役人之判を似

造り諸渡物等を盜取ひ者獄門

未財物を不取者ハ死罪一等を減

可申事

一似せ印形似せ手紙或ハ古手形を

取捨公私之物を取ひ者竊盜ニ

準し錢之高を以罪科之輕重
可行可申事但入墨竊盜同様之事

六一

枉法賄賂之事

130

一賄賂を受枉たる事を致ひ者錢
之高を以て輕重之罪科可行事

〔三一オ〕

〔三〇ウ〕

〔三〇オ〕

六二
131

一頼を受錢を取る得共枉たる事
不枉法賄賂之事

一百二十貫文以上 同一
一百二十貫文以上 死罪之代徒二年鞭三十

〔三一ウ〕

一十五貫文以上 同十五
二十貫文以上 同十八
二十五貫文以上 同廿一

三十貫文以上 同廿四

三十五貫文以上 同廿七

四十貫文以上 同三十

四十五貫文以上 徒半年鞭三十

五十貫文以上 徒壹年鞭三十

五十五貫文以上 同壹年半鞭三十

一五貫文以下 同六
一五貫文以上 同九
一十貫文以上 同十二
一十五貫文以上 同十五

二十貫文以上 同十八

二十五貫文以上 同廿一

三十貫文以上 同廿四

三十五貫文以上 同廿七

四十貫文以上 同三十

四十五貫文以上 徒半年鞭三十

五十貫文以上 徒壹年鞭三十

五十五貫文以上 同壹年半鞭三十

一五貫文以下 同六
一五貫文以上 同九
一十貫文以上 同十二
一十五貫文以上 同十五

二十貫文以上 同十八

二十五貫文以上 同廿一

三十貫文以上 同廿四

三十五貫文以上 同廿七

四十貫文以上 同三十

四十五貫文以上 徒半年鞭三十

五十貫文以上 徒壹年鞭三十

五十五貫文以上 同壹年半鞭三十

尤幾人ヲ受ム而茂惣錢押合せ其高を以て罪を定ム事若枉ム事重くムへ者人之罪を輕重致ム律を以刑を加へム事

六四
132

無之者ハ惣錢之高押合せ半分として罪を定ム事但老人ヲ受ム得者半分ニ不致事

六五
132

一十貫文以下 鞭三
二十貫文以上 同九
三十貫文以上 同十二
四十貫文以上 同十五
五十貫文以上 同十八
六十貫文以上 同廿一
七十貫文以上 同廿四
八十貫文以上 同廿七
九十貫文以上 同三十
一百貫文以上 徒半年鞭三十
一百十貫文以上 同壹年鞭三十
一百二十貫文以上 同壹年半鞭三十

〔三一ウ〕

六三
132

坐贓之事

一差而頼合ム事も無之通例只財を受ム類ハ坐贓之罪ニ可行事

尤惣錢半分ニ致ひ而罪を定ひ事
前条同様之事尤與へる者三等

を減ひ事

一十貫文以下 戸々廿日

一十貫文以上 同三十日

一二十貫文以上 鞭三

一三十貫文以上 同六

一四十貫文以上 同九

一五十貫文以上 同十二

一六十貫文以上 同十五

一七十貫文以上 同十八

一八十貫文以上 同廿一

一九十貫文以上 同廿四

一百貫文以上 同廿七

一百二十貫文以上 同三十

〔三三三〇〕

六五 賄賂を行ひ者之事

一下之者願事有之賄賂を行ひ
而法を枉ひ事を得ひ得者差出ひ
錢高越以坐贓之律ニ當刑越
可加事尤枉ひ事重クハ重き
方ニ而沙汰可致事若上たる者
強ひ而無據差出ひ者御咎無之

〔三四〇〕

134

六六 茂合取立私曲致ひ者

一茂合錢差出させ私用ニ致ひ者
枉法を以罪ニ行ひ事音信ニ用
自分遣ひ不申ひ共同様之事

135

六四

賄賂之約諾致ひ者

一賄賂之約諾致財物未ク手ニ入不申
〔つゝ〕
133

之共事を枉ひ者ハ枉法ニ準し一等
を減罪ニ行ひ可申事約諾のミニ而

〔三三三ウ〕

六七

田宅
隱田畠

一隱田畠致ひ者壹反歩五反歩迄ハ
鞭六五反歩毎ニ一等を加ヘ可申事

136

但隱田畠御取上ひ隱反敵一年之
年貢可令出事

137

〔三四ウ〕

一 御檢見之節惡地抔振替見せひ
者右之格ニ而一等を減可申事尤
反敵多ひとも鞭十五ニ而許可申事
村役之者乍存見遁ニ致置ひ者ハ
本人同罪之事若不存ひ得者五
反歩以下ハ許之五反歩以上右之
格ニ而三等越減可申ひ尤反歩多
ひ共鞭九ニ而許可申事

六八

田畠質入

一年季ヲ以質入致ひ田地年季

相済本人より元利返済請戻を

求ひ得共外事ニ託し不相返

年來押領致ひ者鞭三年來

之小作米可令返事

田畠之押領

六九

一 他人田畠を事ニ依り押領致ひ

者屋敷ハ老軒田畠ハ一反歩より
五反歩迄鞭三五反歩毎ニ一等

加へ可申事尤反敵多ひとも鞭
十八ニ而容赦可致事但年來之
小作米可令返事前條同様之事

倉庫

〔三五ウ〕

七〇

御収納之遲滯

140 一 御収納ハ年々十一月晦日迄皆済可

致ひ事若翌正月迄無故して皆

済無之者ハ御収納高十分ニ割一

分滞ひ得者戸メ廿日一分毎ニ一等

を加可申事村役同様之事尤

鞭九ニ而許可申ひ事

内借

一 御藏廻之者御藏之米錢を内

借致ひハ米錢之高を以竊盜ニ準

罪ニ行ひ可申事若掛之者ニ阿

らされハ一等を減可申事但シ

七一

七二

七三

七四

七五

七六

七七

七八

七九

八〇

八一

八二

八三

八四

八五

142

一器材之類自分之物ヲ以取替ハ
者同様之事

訴訟

七二

手越ム訴状差出ム者

143

一訴状を差出ム者其向々支配頭

江差出可申事手越ニ致奉行

御役人江差出ム而も取上ヶ申間

敷ハ事若顧難相立儀を強而

手越ニ出ム者戸メ三十日但願可

相立筋を支配頭ニ而取押置或ハ

支配頭ニ而非道之取扱有之ムを

訴ム者可為格別事

〔三六ウ〕

146

一若被訴ム人御沙汰既ニ極り其罪

被行ム後不実之事顯連ム得者

罪ニ被行ム者之刑ニ一等越可加事

死罪ニ被行ム得者可為解死人事

一若二条訴ム節輕き事ハ実ムて

重き事偽り或ハ一事ニ而も輕き

事重ク申出ム者鞭數之内実

事之分を差引殘ル鞭數を以

刑ニ行ひム事

三十

〔三七オ〕

145

八六

一不実之事を申出人を罪ム落さん

とする者鞭刑ニ可被行事を訴
い得者可為放ム事若死罪ニ可

相成義を訴ム得者徒一年半鞭

七三

無名之訴状

144

一無名之訴状投文致ム者鞭三訴

状之趣取上沙汰致問敷ム事

七四 不実之事を致訴ム者

親族相訴ム者

〔三七ウ〕

七五

願ム者斬罪

148

一子孫として祖父母父母之事を訴

妻として夫并舅姑之事を訴ム

者鞭三十虚説を構へ裁許を

一伯叔父姑兄姉之事を訴ひ者
鞭十五訴ひ事偽ニハ得者平人
カ罪を三等を加可申事但被訴ひ

者ハ科人自身申出ル律と同様之
事若伯叔父姑兄姉非道之儀
有之不得止事申出ル者可為格別事

〔七六欠〕

七七

訴訟之腰推致ひ者

一訴訟之腰推致或ハ人之為ニ訴
状作り人を罪ニ落さんと致ひ

者本人と同罪之事

七八

強訴

一願難相立儀を大勢徒黨致支

配頭之差圖を不相用強訴ニ於

而者其棟梁致ひ者鞭廿四加談
致ひ者一等越可減ひ事其余一

通之余黨ハ吟味之上容赦可

一隱津出致ひ者品物取押鞭十五
相對致取賦ひ者過料一貫武百文

但米武百俵以上之隱津出ハ家屋
數家財闕所拂可致ひ事

〔三八ウ〕

七九

隱津出

一米留有之ニ節無手形ニ而米隱

津出ル者鞭六駄賃附ル者過

料老實武百文

〔三八オ〕

八〇

隱荷揚

一旅船隱荷揚致ひ者品物取押相

對致ひ間屋鞭六家業取放ル事

八一

隱商賣

一隱商賣致ひ者品物取押過料

錢為差出ル事

〔三九オ〕

八二 但過料之定別帳戶數方條例有之

雜犯

八二

博奕

157

一 博奕致ひ者鞭三其場之金錢
者沒收可致事

但宿致ひ者可為同罪事尤其

場ニ居合ひ者之外同類有之ひ共

一々僉儀ニ不及事輕き宝引讀

かるた等致ひ者戸メ卅日

八三

御用事を頼合致ひ者

一 御用事を曲而頼合致ひ者戸メ廿日

賴を受ひ者同罪之事若事既ニ

施し得者賴を受ひ者ハ鞭六

賴ひ者ハ其親戚朋友之為ニ得

者二等を減遞し自分之為ニ得

者本罪之上ニ一等を加へひ事尤

曲ひ事重くひ得者人之罪を輕

重致ひ律を以刑を加へひ是カ為

ニ賄賂を取ひ得者枉法之律を以

刑を加へひ事

八四

人之罪を輕重致ひ者

八八

〔四〇才〕

159

一 依怙頗員を以て人之罪を輕重
致ひ者其增減致ひ処を以其分
之罪を加へひ事若或ハ全く隠
し或ハ全く偽りひ得者其本罪を
以刑を加へひ事

八五

失火

一 失火致ひ者戸メ廿日類焼有之ひ

得者三十日因之人を燒死致ひへ
者鞭十五但一家之内誰ニ而も手過

致ひ者江刑を加へひ事若

御宗廟并御城等江類焼ニ及ひ得

者徒一年半鞭三十

一諸役所并御藏之内ニ於而失火致ひ

者鞭廿四

八六

野火

一 山野江野火附ひ者鞭三若本人

相知連不申ひ得者其領分之村所

〔四〇才〕

160

六六

過料為差出ル事

但過料之定郡別懲條例有之

八七 御觸ニ背ル者

一 御觸ニ背ル者事之輕きハ戸メ

十五日重きハ三十日

八八 不可為義を致ル者

一 不可為義を致ル者事之輕きハ戸メ

メ廿日重きハ鞭三此ヶ条之儀元來

重科ハ律ニ正しきヶ条有之ル得

共輕き事ニ至り事變萬端ヶ条

ニ難述ル間右様之義ニ等ニ分ヶ此ヶ

条ヲ以沙汰可致ル事

〔四一オ〕

九〇

科人出奔

一 窒破り并預之内繩解出奔致ル

者本罪ム二等を可加事

一 預之者不覺ニ而取逃ル得者預り人

并番人江三十日之内ニ捕ル義申付

若捕兼ル節ハ科人之罪ニ三等ヲ

減可申事態と逃ル得者科

人同罪

九一

科人を隠ルしル者

一 科有之御僉義之者を乍存隠置

或ハ其事を告知らせ逃ルしル者

科人之罪ム一等を可減事

〔四二オ〕

九二

私ニ升秤を造り并通用升を

増減致し奸曲致ル者鞭六

169

一 私ニ升秤を造り并通用升を

増減致し奸曲致ル者鞭六

九三

御闕所忍通ル者

一 御闕所忍通ル者鞭九山越致ル

者鞭十二

一姦淫之者ハ鞭九男女可為同罪事
夫有之者鞭三十

九四

立帰者

一科有之御汰沙之上追放被仰付
いゝ者御構之地江立帰い得者鞭三

171 本之如ク追放可致事

一惡事有之他国江出奔致其後立

帰忍居いゝ者本罪より一等を可加但

本罪軽クいゝハ、御閑所忍通いゝ罪

ニ一等を可加事

一惡事無之出奔之後立帰いゝ者

御閑所外江不出いゝ得者過代夫役

廿日

〔四二ウ〕

177 一強姦之者徒一年半鞭三十未
成者ハ鞭三十

〔四二ウ〕

178 一幼女十二歳以下を姦しゝ者強姦
同様之事一妻女を許いゝ而姦を致させいゝ者
本夫姦夫姦婦何連も同罪之事

右何連も姦所ニ於て見届ケ體

成證據有之夫或ハ親族より申出

ニ寄汰沙可致事外より訴い類

ハ御取上ヶ無之

〔四三ウ〕

九七

僧尼犯姦

180 一僧尼犯姦者平人犯姦之罪よ

一等を加へ還俗為致し事尤相

姦しゝ者平人姦淫之罪ニ行事

181 一下人家長之妻女を姦しゝ者(は)
犯姦者(は)

〔四三オ〕

九五

馬札紛失

一馬札紛失致いゝ者過料壹貫文

175 一無札馬賣買致いゝ者鞭三

九六

犯姦者(は)

斬罪妾ハ一等を減し可申事

九九

相對死

一男女申合相果ル者子細無之ル得
者死體取捨若女を先ニ殺シ

男存命ニル得者下手人男相果

女存命ニル得者解死人ニ不及三日
肆しム上乞食午江相渡可申事

一男女共ニ疵斗ニ而存命ニル得者は是

又三日肆しム上乞食手江渡之

一主人下人与申合相果ル者下人相

果主人存命ニル得者解死人ニ不及
乞食手江渡之の主人相果下人存

命ニル得者獄門

一〇〇

隠遊女

〔四四ウ〕

科人片付之儀區々之沙汰有
之ルニ付此度御刑法沙汰被仰

付之申出之趣被遊
仰出ル間致勘弁批判遂穿

御聽届猶又 御自筆被
鑿勸善懲惡ニ相成ル様沙汰

可有之旨四奉行江能々可申含ム

已上

三月 御家老

御用入中

〔四五オ〕

御自筆之寫

刑法牒沙汰之通申付ル一駄刑

法之儀兼而一定之上ニル得者猶其

時宜ニ寄輕重之沙汰茂可有之事

ニル且ケ条ニ適當之罪人有之ル

共何連君臣之儀ヲ立父子之親ニ

渡世致ル者鞭三

本け縦而人倫之儀を論し其時

ニ沙汰致ル様依而必しも其箇条
ニ不可泥事ニル

〔乙〕三月

寛政九丁〔乙〕年被
仰出之

〔四五ウ〕

〔奥書〕

安政五戊午年六月

勝（花押）

寛政九丁〔乙〕年被
仰出之

本書の体裁は、カードにも記すように、携帯に簡便な大きさで、縦一・九、横一六・六センチメートルであり、美濃紙を横長に半折したものを縦に半折し、横帳の形に仕立てたものである。こより綴を保護するために当て紙を表でこより綴に挿入し、背を包んで裏側でのりづけ、背文字に「寛政律」と記す。

表紙も本文も同じ紙を用い、本文は四五丁。表紙の見返しには、朱方印「弘前高等学校図書」および登録印を捺す。受入番号は六一四八、受入日は「昭和八・三・二九」とある。

本文第一丁表の右肩に小判形の同校図書印が捺された以外に、本文中には書入れ等は一切ない。片面十一行、各行十四字前後である。内容は、「覚此度御刑法御改」云々に始まり、隠遊女の方で終ったあとに「覚科人片付」云々と「御自筆之写」を付け、「寛政九丁巳年被 仰出之」で終る。

裏表紙の見返し中央に、奥書として、「安政五戊午年六月 勝〔乙〕」と記す。筆写者の勝某については未詳である。

昭八・三・二九 小野慎吉 ￥・三〇〇

とあり、後に紹介する諸本とともに、昭和八年三月二九日に弘前在住の郷土史家小野慎吉氏（古書籍商）より、当時の弘前高等学校に購入されたものであるが、氏の入手経路は、今となつては明らかにしがたい。

本文の主要な異同に触れておくと、欠けているのは、50条、二七の表題、四五の表題、107条、114条、七六の全文（表題および150条である。勾引（五六）・野火（八六）などについてみれば、「寛政律」第二本（第十一号所載）に最も近く、「寛政律」第一本（第八号所載）とは系統を異にしている。他の諸本も前者により近い。

といえるが、さらなる諸写本も加えた上で、系統を明らかにしていきたい。

念のために、部分的脱落のみられる顕著な例を示しておく。

60・61条は『寛政律』第二本によれば、
60 一危き仕業をいたし因て人を殺候者贖ニ者難相成打擲之律を
以刑可加事

61、喧嘩等ニ而因て傍之人を殺し疵付候者喧嘩ニ而殺し疵付候
と可為同然事

とあり、本書では傍点の個所を欠いている。筆写時に数行を見落したのである。

72条についても、第二本と同様、冒頭の「一」を欠くため、あたかも71条の後段であるかのような体裁となっている。

本書は『寛政律』諸写本のうち、一つの定着した型を示すもので、安政五年（一八五八）にこのように筆写されているのは、これまで紹介した安政元年（一八五四）、慶應三年（一八六七）などの筆写年代の明らかな写本同様、単なる好古趣味によるものではなく、寛政律そのものに当時なお寒効性があつたことを示唆するものであろうか。その根拠については、ひきつづく諸写本の紹介を通して明らかにしていきたい。

註 (29) 同氏については、『青森県人名大辞典』（昭和四四年、東奥日報社）一二六頁に、森山泰太郎氏は以下のように記す。

小野慎吉 明治二一～昭和三八（一八八一～一九六三）

弘前の郷土史家。号如石。青年時代作歌に親しむ。国学院に学び中途で帰郷。古書籍商のかたわら、古書・資料の収集と郷土史研究に専念し、津軽俳諧史にくわしかった。陸奥史談会機関誌「陸奥史談」創刊（昭和一〇年）以来その編集にあたる。昭和二六年同会会長。没年七六。著書鶴洞春松とその遺詠（昭和一〇年間）、歌集世ぞも二行く（同年刊）など。

付 小野慎吉氏旧蔵・弘前大学附属図書館所蔵資料

弘前大学附属図書館には入手時期を異にする二組の小野慎吉氏旧蔵資料群がある。

その第一グループは、今回報告した『寛政律』第五本の解説にも触れたように、旧制弘前高等学校が昭和八年（一九三三）三月二十九日に同氏から一括購入したものである。

その中に、弘前土手町名主竹内長兵衛の筆になる触書等を写した三点があり、これを付4として紹介したい。

また第二グループは、いわゆる「小野文庫」で、氏の没後に令息小野 明氏より昭和四十年一月二十七日に弘前大学教育学部に寄贈された蔵書群である。その中から菊地形左衛門の筆写による『公事訴訟取捌』を付5として紹介する。

ところで、書誌研究懇話会編『全国図書館案内』上（三一書房、一九七九年）には、弘前大学付属図書館の項に、

（小野文庫）弘前市郷土史家小野慎吉（一八八八—一九六三）

旧蔵書の一部 和書八五〇冊、文書一六一九点であり、江戸期から昭和初期に至る郷土史料、とりわけ津軽藩に関する古写本類、俳諧書が多い。閲覧・複写・貸出とともに限定可。

（五三頁）
と記している。

昨年七月二十一日の同館での調査は、短時間の慌しい作業であつたため、不十分のそしりは免れぬが、気づいた点のみ報告しておく。

『弘前大学図書本館和漢書目録』の第一冊は総記（〇〇二一〇七〇）の部で、大正十年二月から昭和四十二年三月までに受付登録した蔵書を分類記録したものである。その〇〇二の項の六七から八〇までは、受入年月日を昭和八年三月二十九日とし、前後の備考欄に見える「寄贈」印を欠き、いずれも和書ないし写本であることから、同日に一括購入されたと考えられる。この『目録』には入手先是一切記されていないが、七〇、七三、七四、七五に相当する目録カードには、既に述べたように、小野慎吉氏の名を記することから、一々確かめてはいないが同氏よりの一括購入と判定できる。念のために六七から八〇の書名および登録番号を記すと、

六七「尚書」上 稽古館編
 六八「津湯開記」萬延元年、工藤浅吉写
 六九「和骨簞簾集」工藤守一写
 七〇『寛政律』安政五年六月、勝写
 六一四八

（六一三三）
 （六一三七）
 （六一四五）

七一『勸者御伽鑒紙』中根保之丞著、

安政六年八月 源忠義写 (六一五三)

七二『義士譚聞書』乾・坤

堀内傳右衛門編 (写本)

(六一五六)

七三『諸取引御觸書』天保八年、竹内長兵衛写

(六一五七)

七四『公儀御書付留』天保十四年十月、同写

(六一五八)

七五『公儀御触書留』天保十五年十月、同写

(六一五九)

七六『御留主年御小姓組心得』野見写

(六一六〇)

七七『繆ヶ澤御藏舊穀惣勘定見届ケ目録』

寛政九年十月、野呂文次・山中専之助写 (六一六一)

七八『板屋野木御藏月日六惣目録控』

昭治七年、七戸五左衛門写 (六一六三)

七九『秘傳書』野呂文次写 (六一六四)

八〇『袂錄義士雜話集』

天保四年二月、藤原幸秋写 (六一六五)

である。登録番号の欠は、六一三より前の存否は未詳である

が、六一三四～三六、三八～四四、四六、四七、四九～五二、

五四、六一が該当する。六一六六は昭和八年三月三十日受入の活版本である。したがって上記の欠番も『弘前大学図書本館和漢書目録』の他の分類中に収められていよう。

このように第一グループからは『寛政律』第五本と付4の三点を検出するにとどまつた。

第二グループについては、同館の「小野文庫目録(仮)」に何点か、刑法典に関わる書名が見られた。

【御刑法】

【刑法】天・地・人

(同 二八九三三～三五)

【藩律】全

(同 一九〇一六)

【御刑法牒】

(同 二九二七五)

の四種七点であるが、教育学部から付属図書館への移管後に再点検された際、すでに失われたものが多く、文化律の一本たる『刑法』三冊本を実見するにとどまつた。この写本については後稿で紹介する予定である。

付5の『公事訴訟取扱』(登録番号 二九四六七)は、一袋に二九四六二～二六四六六の五点と合せ格納されている。即ち、二九四六二『寛永十一戌年御上洛御供帳

寛文九酉年松前御加勢御陣割帳

元禄八亥年御陣列帳』

二九四六三『座敷飾 全』(内題「座敷飾 傳書」)

(奥書 安政五戊午年十月 怡顔利斎)

二九四六四『壬辰餘稿 六』(漢詩集草稿六冊)

二九四六五『茶器技要』

二九四六六『欽姫様御入用一式調 文政十二丑年五月改之』

(付)「御普請一式惣御入用調書」
文政九丙戌年四月 森川五郎八)

付4

『諸取引御触書』・『公義御書付留』・『公義

御触書留』

〔表紙〕

天保八酉年ヨリ同十四卯年迄

諸取引御觸書

弘前土手町名主

竹内長兵衛

〔縦24.2cm×横17.0cm〕

の五点であるが、これらは、特に『公事訴訟取捌』の伝来を具体的に示す資料とは認められなかつた。

付4は町方関係であるが、藩厅より達せられた藩および幕府の触書を手控えたもので、その作成も公的性格を帯びる。付5は幕府刑法である。いすれも偶々、弘前藩刑法典の採訪で見出したものであるが、膨大な弘前藩史料の傍らに遺忘されることを惜み、敢えて採録したことを断つておく。

ところで付4の後半は、天保十二（一八四一）年に始まる幕府の天保改革と重なる時期であるが、前半を中心として本書の関わりを指摘しておきたい。ちなみに『青森県史』第四巻（昭和四十六年復刻）は天保十年十二月条に「津軽領内去ル四年ヨリ當年迄凶作ノ為メ死亡他散斃馬廃田等多シ」として『津輕歴代記類』を引く（一八頁）。

付4、付5ともにあらためて凡例は設けぬが、「寛政律」の例に準じており、付5には、一、二、三……および、1・2・3を新たに施した。

付4、付5ともにあらためて凡例は設けぬが、「寛政律」の別紙箇條書之通被 仰付の間此未返済向不筋之義於有之者無御用捨急度御糺明可被仰付の間心得違之義無之様組支配之面々江

者頭方ニ而能々教諭致ひ様

米金日合附并諸品延取組之義錢高ニ應

拾ヶ年ヲ五拾年迄取究ひ様米之義者五拾俵

以下拾ヶ年五拾俵以上者五拾ヶ年賦猶又家屋

敷田畠諸品引當之分右同様引當品相返し

年賦取究ひ様尤引當品證拠茂無之返済ひ

而者貸人共不案心ニ可有之ニ付是迄村役町

役聞届有之分者町役聞届致ひ様其外之

分者銘々手形證文差出ひ様

但

近年田畠引當ニ差遣ニ永代譲渡之證文ニ

相認其外家屋敷家業万ニ相添諸道具

或者御武器衣類廻り共賣買相済之證文ニ

相認ひ得共何連戔引當之分者利足附よて

手形文言ニ不抱引當品相返ひ様

無盡取引之義者連中錢高取結ひ錢高ニ

應し拾ヶ年ヲ五拾年迄取究ひ様

丸而年賦取引之義者家屋敷田畠年賦ニ而賣

買之分者約定通取引致ひ様其外身上潰ニ及年賦ニ相成ひ分者改而錢高ニ應じ拾ヶ年

弘前藩の刑法典 (4)

〔一オ〕

カ五拾ヶ年迄取究ひ様

當坐借當坐手形米金錢無利足ニ而預置ひ

分并諸品藏入手形遠方為替其外店々カ

借受シ分者借貸之道ニ無之間是迄之通急度

返済致借人共不義利之義無之様

但

當坐手形与乍申日合附書替并無尽手形書

替之分返済相成兼分者前書引當

田畠返リ證文差出し賣買致シ分者證文

之義村役聞届有之ニ得共年限ニ而返リ證文

之義者村役聞届茂無之ニ付是迄之通

差置年限中ニ元錢相渡シ節者田畠相

返ひ様

當年在方田畠為仕込米錢貸附シ分者

田地仕込之義ニ付米貸之分米毫俵を武俵之代

錢ニ而相返シ様尤正金錢貸借之分者無利足ニ而

取引致シ様

〔二ウ〕

〔二オ〕

借財之義者拾ヶ年賦五拾ヶ年賦被仰付シ得共

本文之義者當耕作仕込之義ニ付格段以

御沙汰を被仰付ひ間貸人共厚く相合ひ様

他所取引之義者毎々御定茂在之殊ニ旅人共

含合茂可被在之ニ付銘々銀主先品能頼合

御取扱向不申出ひ様

此末新ニ貸借取引致ひ分者限月利足等之

義者約定通取引致ひ様尤過分之高利を相貢

御定法ニ相反ひ者於在之者嚴重御糺明

可被仰付ひニ付心得達致不筋之御取扱向

等不申出ひ様此旨可被申觸ひ以上

〔天保八年〕
酉十一月

右之通被仰付ひ間此旨可被申觸ひ以上

十一月

〔三才〕

催促人等差向揉合致ひ者猶有之者急度

御糺明可被仰付ひ此旨可申付ひ以上

〔天保九年〕
戌十二月廿七日

一昨年被仰付ひ年賦取引之義累年之不作ニ而

在町疲勞之合備年賦取引迄者行届間敷ニ

付右取引之義者來秋迄取延ひ様被仰付ひ

被仰付ひ此旨可被申付ひ以上

〔天保十年〕
亥十一月廿五日

〔四才〕

一昨年被仰付ひ年賦取引來秋迄御取延被

仰付ひ旨先頃被仰付ひ得共差障之義在之ひ

ニ付御引戻被仰付ひ間其旨夫々可被申觸ひ以上

亥十二月二十四日

一當年違作ニ而米價格別高直之処在町之者共

難澁之趣相聞得ひ隨而借財之内年賦ニ取究

之分并無尽年賦之義者當耄ヶ年取延被

仰付ひ来秋熟作之処ニ而取引致ひ様被仰付ひ

尤其外貸借之分者是迄之通実意を以取

引致ひ様若心得違ニ而年賦取引被

〔三才〕

一昨酉年以前家屋敷田畠年賦ニ而賣拂ひ
取引之義銘々含違ニ而色々々揉合不筋懸合
致ひ者茂在之旨相聞得ひ間右取引之義者
追而仕分可被仰付間夫迄差扣ひ様被

仰付ひ此旨可被申付ひ以上亥十二月廿七日

〔四才〕

諸取引之義當時身上之盛衰ニ隨ひ貸方

借方共實意を^(カ)穩に取引致^ル様御觸書被

仰付^ル得共兔角無理なる取引等茂在之趣相

聞得且當年者豐熟ニ^ル得共米價下落難澁

之趣相聞得^ル間年賦錢并無尽錢之義者

當考ヶ年休年被^ル仰付^ル其外諸取引之

義者双方互ニ實意ヲ以取引致^ル様決而不実

之義無之様支配限可被申觸^ル以上

〔天保十二年〕
丑十二月

昨日被^ル仰付^ル年賦錢并無尽取引休年之

分當考ヶ年与被^ル仰付^ル得共來寅ノ十二月中迄

休年之事ニ^ル間含違無之様此旨可被申觸^ル以上

丑十二月廿三日

〔五才〕

〔表紙〕

天保十四癸卯年

公義御書付留

十月朔日ヨリ

竹内長兵衛

〔天保十四年〕
卯三月十七日

〔五ウ〕

〔縦23.6cm×横16.4cm〕

一町々諸取引之儀年賦錢并無尽錢共昨年限
休年申付^ル得共^ル今成立兼難澁之趣相聞得
候之間當分休年申付^ル其外取引之義
双方互ニ實意ヲ以取引致^ル様万^一不実之
義在之ハ、支配頭ニ而急度取糺義理
相立^ル様右之通被^ル仰付^ル間此旨可被申觸^ル以上

一近年諸國在々浪人躰之者多律
徊致頭分師匠分拵与廻り場留場
与号し銘々私ニ持場を定百性
參合力を乞少分之合力錢等遣^ル
得者惡口を致或^{〔ハシキ〕}而止宿を乞
又者病氣杯与申逗留致^ル内ニ者

種々難題を申懸金錢^{〔ハシマリ〕}称だり

ひ趣相聞得不届之至ニ以来右浪

人躰之者村方へ龍越何様申ひとも

決而不為致止宿帶刀をも致ひ者者

一錢之合力も不致自然不法申ひ者を

早々差押若手ニあまりひハ、其所之穢

多非人ニ為差押御料者御代官私領者

〔出張〕

領主地頭役場へ可致□遣ひ

一浪人躰之者黨を結び押行ひ義及

見聞ニシテ又ハ村方へ差越シ節不得

差押其所ニ穢多非人等も無

之場所者立廻リ先等遂穿鑿

是又御料者御代官私領者領主地

頭役場へ早々可相立〔カタ〕い

右之通可相心得若背ひ者有之ニおる

て者急度可申付ひ

七月

右之通被仰付ひ間此旨可被申付旨被仰

付ひニ付五ヶ組組月行事へ申付ひ

十一月廿四日付同月廿五日ニ到來富田町へ順達

〔一オ〕

一万石以上以下質素節儉之義都而去ル子
年十二月相達シ處又來辰年^{カタ}五ヶ

年之內弥嚴敷相守可被申付

右之趣可被申触ひ

十二月

一近年以來諸向追々及困窮ニ可為難

義ニ付品々御世話茂有之ニ候得共累年

借財多之輩容易ニ勝手向取直出成〔カタ〕

兼ニ哉ニ付為今度為御教厚恩召を以

公義諸御貸附御仕法替之上藏宿

貸出金年賦済方被

仰出シ處世上金銀出入茂元來相對借

財ニシテ上者取上裁許ニ茂不及事ニ間

唯今迄之分此節を限裁許不申付自

今貸出シ分者前々之通取上可及裁

許シ勿論買掛諸職人作料手間

賃等ニ至迄同断之事

〔二一オ〕

〔三オ〕

去只今迄取上裁許日限等申付置ひ分
共 茂向後済方奉行所ニ而取扱致問
敷ハシマ

一金銀利足之義者去寅年相觸ハシマ通弥
相心得世上融通万第一ニ心掛諸国とも
無差支実意ニ借貸可致右利足

之外品々名目を附多分之雜費取
り之義決而致問敷ハシマ

一金銀貸借之義年古キ論争茂相互ニ
寒意を以對談致ハシマハ、容易裁許
受ハシマニ茂不及石者双方不実ハシマ多クハ猥ハシマ
出訴ニ及ハシマ儀与相聞得此度相對濟

被 仰出ハシマ上者諸事寛政九年
金銀出入之義ニ付相達ハシマ通厚相守実
意を盡ハシマ取引可致候奉行所江出
訴不相成を見込弃捐可致杯与心得
又者欲心を以事を巧ミ出入ニ及或者
利徳ニ而已ニ抱ハシマ出訴之類者何連茂
不埒ニ付吟味之上急度可申付事
以來済方可申付分申渡之金高不

〔三ウ〕

〔五才〕

〔表紙〕

天保十五甲辰年

公 義 御 觸 書 留

十月朔日ヨリ

竹内長兵衛

〔縦24.0cm×横16.5cm〕

一鮮朝種人參作立之義并賣買共向後
下ハシマ上アマツ可為勝手次第旨去々寅年相觸ハシマ處此度

足致毎度不束ニハ、糺之上急度

可及沙汰之事

右之趣在町共可被申觸ハシマ

十二月 辰二月十二日至來

右之通被仰付ハシマ間五ヶ組月行事へ

辰二月 申付ハシマ

〔四ウ〕

非常之備者平常之覺悟ニ可在之儀ニ付

五穀勿論都而夫食ニ可相成品出精作付

致ニ様萬一違作之年柄在之ニ共他之力

をから須銘々無差支取續方之義専ら

心掛ニ様厚世話可被致ニ

右之趣領分知行在之面々江可被相觸ニ

二月

〔一〇〕

右之通被仰付ニ付夫々可被申触之旨被仰

付ニ付五ヶ組月行事被江申付ニ

四月四日出同五日通用番江廻シ

公儀御書付寫

去已十二月廿九日下總國香取鄉百姓嘉左衛門後家

なよを及殺害逃去ニ同人忤無宿石松人相書

一年齡式拾六歲ふけニ方

一 中せひ中肉ニ而筋骨太キ方

一 顔丸きかた髪多ク
〔虫撰〕
疱瘡之跡少々有之

銘々非常之備致し置ニ義ニ者可有之ニ得

共年を経ニ隨ひ自分其心懸薄しき

夫食ニ不相成品等作増ニ哉ニ茂相聞得ニ

八月廿九日

右之通被 仰付ニ間此旨可被申觸ニ以上

十月十七日

一此度 姫君様 御誕生被為
在ニ處 思召有之ニ付表向御弘者不被
仰出ニ 御名之義者

鎌姫君様与奉称ニ

右之通野州村々御料者御代官私領者
領主地頭寺社領共不洩ニ様可被相觸ニ以上

八月

〔一〇〕

〔一〇〕

右之通野州村々御料者御代官私領者
尤人參掛役人〔虫撰〕可相達義も可有之ニ間
可被得其意ニ

右之通野州村々御料者御代官私領者
尤人參掛役人〔虫撰〕可相達義も可有之ニ間
可被得其意ニ

〔一〇〕

〔一〇〕

一 眼中黒之多〔虫撰〕
一 鼻筋志やくみ

一 色赤黒く

一 口大く弁舌早き方ニ而志やか連声

一 齒並揃ひ 一 耳常駄

月代常体
髪之毛多き方

一 胸毛生有之

其節之衣類浅黄紺^カ壱本更紺木綿綿入

を着紺江白筋入^ル堅島木綿單物を下江着浅

黄色木綿小倉織帶をメ御納戸色小紋たつ

付股引紺足袋をはき右之通之者

於有之者其所ニ留置御料者御代官

〔三〇〕

私領者領主地頭江申出夫より □ 江戸表

青山大膳亮方江可申出ム若見當ムハ、其段も

可申出ム尤家來又もの等迄入念可遂吟味

ム若隱し置脇方々相知ムハ、可為曲事ム

午五月

右之通被 仰付ム問此旨可被申觸ム以上

午五月九日

〔三一ウ〕

第二冊『公義御書付留』は「天保十四年癸卯年（一八四三）十月朔日ヨリ」とあるが、十一月廿四日付、十一月、辰二月の三件を記す。

その体裁は、表紙・本文ともに横帳仕立の反古を裏返して、

通常の袋綴にあらためたもので、やはりこよりで二ヶ所を綴じ、その上に背包み紙を当てのりづけしている。表紙とも六丁。縦二三・六、横一六・四センチメートル。表紙裏には登録番号六一五八の他は、一に同じ印が捺され、厚紙の表紙も同様である。

請求記号 〔〇〇一、T一三九・一K〕

第一冊『諸取引御觸書』は、表紙に示す天保八四年（一八三七）より同十四卯年（一八四三）までの控である。

その体裁は、美濃紙袋綴の本文墨付五丁に同じ紙で表・裏各一丁の表紙をこよりで二ヶ所綴付け背を包んでおり、縦二四・

二、横一七・〇センチメートルであり、現在はさらに厚紙の外表紙が補われている。表紙見返しに朱で「弘前高等學校圖書」印が捺され、その下に「弘前高等學校、登錄六一五七、昭和八・三・二九」印も捺す。そのため読み難い個所もある。

本文は、西十一月、戌十二月廿七日、亥十一月廿五日、亥十二月切日、丑十二月、丑十二月廿三日、卯三月十七日の日付に係る七件の触書を記す。

請求記号 〔〇〇一、T一三九・一S〕

第三冊『公義御觸書留』は、やはり「天保十五甲辰年（一八四四）十月朔日ヨリ」となっているが、十月十七日、二月および「公儀御書付寫」として午五月七日付の三件を記す。本書は第二冊同様、横帳の反古を再利用したものだが、裏の文字が色濃く見えている。そのため読み難い個所もある。

その体裁は、本文墨付三丁、白紙二丁の前後に表紙を同じ紙で補つたもので、綴じ付も前二者と同様である。縦二四・〇、横一六・五センチメートル。登録番号六一五九の他は変りない。請求記号〔〇〇二、T一三九・二、KO〕

いすれも弘前土手町名主竹内長兵衛の筆写に成るものであるが、長兵衛については未詳である。

このほど弘前大学の長谷川成一助教授により、『津軽近世史料一 弘前城下史料（上）』が刊行された（一九八六）。弘前の

町方については、同書の「史料解題」ならびに「弘前城下について」の詳細な論稿に尽されているが、同書中に、八木橋文庫の「慶応三年土手町支配家業帳」が収載されている。同解題によれば、土手町は明治初年当時、最も栄えた本町につぐ繁華な町であったようだ（一四一五頁）、この慶応三年（一八六七）八月の史料は、以下のような構成者によって作成されており、土手町名主の管轄区域を示している（一八七頁）。

下土手町月行事 吉屋三次郎

五人組

甲屋勘次郎・兵庫屋半助

中土手町月行事 土田屋清助

五人組

大和屋豊吉・阪屋保次郎^{〔寅〕}

上土手町月行事 伊勢屋惣助

五人組

吉屋長右衛門・近江屋定吉

松森町一丁目・二丁目 月行事 高嶋屋久太郎

五人組

三浦屋伝三郎・^{〔種〕}上田屋四五右衛門

松森三丁目・四丁目 月行事 中野屋松三郎

五人組

境屋善次・松木屋末吉

土手町名主 吉田新吾

第二冊、第三冊に見える「五ヶ組月行事」は、この下土手町、中土手町、上土手町、松森町一丁目二丁目、松森町三丁目四丁目の月行事を指すのであろう。

ちなみに正徳期に城下の町名主は一三名、月行事七二名、文化期には名主一二名、月行事四四名であり、町名主と月行事は町役を免除された（一八七頁）。

付5 (参考)『公事訴訟取捌』

〔表紙〕

公事訴詔取捌

菊池形左衛門

〔縦24.5cm×横17.4cm〕

3 五畿内近江丹波播磨国八京大阪町奉行

訴出ル、但右之國々より余國へ掛り入出人寺社奉行
ヲ初判出之、

4 町奉行支配之町々出入者勿論、江戸之内寺社奉行「一オ」
支配之者より町奉行支配之者へ掛り入出入、又者御

勘定奉行初判出ル江戸町端近在「マ、」
江戸之者江頭五人組立合來ル幾日迄ニ可済、於相済不申ハ

掛り入出入共、一座裏判出ニ不及、双方之家主組
頭五人組立合來ル幾日迄ニ可済、於相済不申ハ
幾日ニ可出旨其筋之役所押切裏書出し其上ニ
而評定所江出ル、

5 地頭達又者一ツ地頭より百姓出入両様共ニ地頭より断り
有之、上ニ而取上ル、且地頭之出入者地頭之取捌ニ而

事可済義者其趣地頭江申談、其上ニ而不相済ハ
コトハ、取之、

6 御料所之百姓出入、其所之支配人添狀於無之者
不取上之、

7 御料所より百姓其所之支配人何之訛も那ク押置
ハ缺、或ハ裁許之次第難請再應願出ル而も無
取上、奉行所へ訴出、支配人心得違之趣相聞ルハ、
支配人江奉行申談宜取斗、其上ニ而も訴訟人得

関八州より申出公事訴詔御料私領共御勘
定奉行初判、関八州之外茂御料之分者右
同断、但大岡越前守支配之分者越前守
初判出之、

関八州之外私領之分寺社奉行初判、但関八
州之内ニモ寺社奉行分者右同断、

心不致ひハ、奉行所ニ而裁許申付ル、
私領之百姓地頭江願ひ時久敷不取上、或ハ裁許之
次第難請再應願ひ而も取上無之、奉行所ヘ於
訴出ハ右同断、

9 一 奉行所諸役所并於私領前々裁許有之ひ而事

濟ひ義、經年月右裁許非分之由ニ而再吟味

〔二オ〕

願出ひ共無取上、然共訴招方慥成證人等有之、

相手方ニ者證據無之、先裁許必定過失之相

見ひハ、伺之上詮義ニ可取掛、若双方證據有之者

再吟味之願取上、但相手方江不尋ニ而不叶義も

ハハ、其所支配人或ハ地頭江一通り相尋、猥ニ相手

不呼出、

再吟味之願理分ニ相聞ひ共、双方對決之上なく

てハ理分難相決、又ハ檢使不遣ひ而不分明之

儀ハ慥證據無之故ニハ条、再吟味無取上、右ハ

惣而訴詔之願ニ依而再吟味之事ニハ、奉行所評

儀之上前々裁許改ひ義者格別、

重キ御役人并評定一座知行所之出入窓之上裁

許申付、但大目付以上也、質地借金公事ハ定法

有之在之、伺ニ不及、

- 12 一 論所見分裁許伺帳證文之内ニ入會、又者古キ帳面ヲ以證據引ひ其事之員數、或ハ古キ絵圖ニ而極ひ儀ハ、古繪圖入用之所計ニ繪圖之注之、見分繪圖ニも白紙附紙之肩ニ訴詔方相手各杯も夫々之趣等ヲ書記、
- 13 一 忌中之觸立會内寄合出座之儀ハ、父母之外忌中者多とへハ廿日之忌中者七日立ひ得者出座ひ事、
- 〔三オ〕
- 14 一 國郡境論
- 15 一 國郡境ニ川附寄之例者不用之、
- 16 一 官庫之繪圖ニ國郡境之山ヲ双方ヲ書載之、双方共ニ外證據於無之者論所之中央境たる遍し、
- 17 一 國郡境峯通りヲ谷合見通可為境、
- 18 一 官庫之繪圖ニ論所ニ半分載之といへとも、一方ハ全載之外ニ證跡有之ニおるてハ勿論全ク載方之理運たり、
- 19 一 國郡境山論水分之嶺通り限境也、
- 〔三ウ〕

20	—	先年之裁許繪圖朽損仕直し度由訴ニおる てハ、相手之繪圖相渡可為写、訴状裏書一座 之印形遣之、何之裁許書ニ而も右同断、
21	—	双方證據無之者、大道筋或ハ川之中央又ハ峯通 谷間見通水帳次第古田畠等境たり、
22	—	死馬捨馬等村境之沙汰ニおよハ須 ^{オホ} 近村入會堂 ^{ウタガ}
23	—	内山居林等江者地元之外者禁之、入會 ^カ 數十年新 開致 ^{マシニ} ハ共地元 ^カ 訴後ニおるてハ不及荒之、年貢 者地元之村江入會可為納之、
24	—	地元多 ^{タチ} りといふとも近來之新開新林等可為荒 之、
25	—	入會場江之道多といへとも阿 ^{アキ} へて入會之證據ニ不用之、 内山境無之といへ共、地元之古畠等於有之者内山 堂り、
26	—	名田同意之節、野等地主不得心之上ハ、外 ^カ 新田 等願 ^ム 共謂なく外ハ不免之、
27	—	入會ニ而無之草札等之場ハ、田高に應し刈之、

29	—	入會之新開發等ハ高ニ應し割合之、 新開立出堂りとも理不尽ニ於伐荒ハ過料、 地之入會江紛入於刈取者過料、
30	—	株場江之仮橋、他之往來禁之、
31	—	別村分ルといへとも官庫之繪圖鄉帳次第、 烟廻り之株場者、烟廻久根中央 ^カ 内外一尺五寸
32	—	宛都合三尺除之株刈之、
33	—	地元 ^カ 土手築之由新古ノ事といへ共、入會之場 之障無之ニおるてハ有來 ^ム 通差置、尤重而新 規之義禁之、
34	—	川者附寄次第流ニ隨ひ中央境堂り、 魚獵海川境論
35	—	川向ニ有來地面者、任先規飛地可進退之、 藻草ニ役錢無之、魚獵之差別なく地先次第取之、 藻草障ニおるてハ新規魚獵禁之、
36	—	御菜鮎并運上於納者、川通他村前々無差別、 入會鮎致之、無役者村 ^カ ハ村前可限之、
37	—	魚獵入會場、國境之無差別取之、
38	—	〔四才〕
39	—	〔五才〕
40	—	〔四才〕
41	—	〔五才〕

- 藻草漁猣場ニ障ニおるてハ禁之、
磯狹者地付根付次第、沖ハ入會新規免之、
浦役永於付之ハ他村前之浦魚猣堂りといふ
共入會之例多し、
- 浦役無之ニおるてハ居村前之浦(た)多リ共魚猣
禁之、
- 船役永ハ沖猣或ハ落船可數原役、
海境之分木ハ式本建ル例多し、老本ハ可濱
境網干場境、
- 運上船之改者磯より沖へ凡毫里程限之、
閑東筋(か)餽繩諸猣之妨ニ付停止之、
老本針ニ而釣之事ハ禁外堂り
- 鮫猣者十四五町之内限之、
入海者兩類之中央限之、並ハ村境見通可為境、
- 田畠又ハ見取場小物成場秣場河原塙原之無高
之地所ハ附寄次第也、然共川除等之仕形ニ依而分ケ手
段ヲ以川筋為運候類ハ、附寄之例ヲ不用儀も有
之事ニシテ、依之新堤築出ム其村之勝手にまかせ川中
仕出事禁制たり、勿論高内之分ハ附寄之不及
沙汰、川向之附寄地ヲ飛地ニ進退申付、定之法也、
本田高之川欠ハ附寄之不及沙汰、地先ヲ限、川向
之附寄地ヲ欠地反別ニ應し飛地之積渡之、
- 御朱印地町歩不足之類ハ數多有之、依而訴詔不〔六ウ〕
取上之、
檢地之地先見取場等、地頭占附寄堂りといへとも、於
無證據者、地頭江取之年貢者御藏入多るへし、
居村之地内村前等ニ他村占竿請之新發之地先堂(た)
るといへ共、於為居村ハ地内ハ不立之、新發之外縉事
禁之、
- 田畠禁論
- 御朱印境内ニ數年百姓開來田畠并家居にて
為有來通年貢者任旧例、越石等ハ其寺社
領江收納、夫与(よ)越石之地頭江納之、
- 永川附寄之事、大水ニ而自然川瀬達、高外之新
川附寄之事、大水ニ而自然川瀬達、高外之新
- 54 一
55 一
56 一
57 一
58 一
59 一
60 一
61 一
62 一
- 〔六オ〕
- 〔七オ〕

之、但武ヶ年来ヲ小作ト云、
 一 竿請之田畠於切崩ハ手鎌或ハ過料、
 63 一 出作百姓年貢高役等内證相對ハ格別、村並本
 64 一 百姓同様之高割勤之通例、
 65 一 水帳ニも不書裁新開場、水行之障ニ成ニおるて
 ハ畠取拂可為流請也、
 六 堤井堰用水論
 66 一 私領ニ而新田新開取立る事、双方地頭相對
 之上之義ニ付障無之様可申合旨申談願不取
 上、子細有之難濟義者格別、
 一 用水掛引井路之儀、川中ニ井堰ヲ立、水ヲ引 〔七ウ〕
 分レ所、堰之仕方ニ与リ川下之井水不足ニも不擇
 手前勝手宜様ニ而已仕レ故、及双論、或ハ両側
 之井口有之場所、片側之井口付替レ時、双方
 不申合、一方ニ任自由ニ仕替レ故、及訴出レ類
 有之レ、右駄之義双方致相對普請仕置レ
 節ハ立合無障様ニ可致、若滯儀有之歟、又ハ
 不法之事有之者、其節より十二ヶ月限り於
 訴出ハ裁断有之、右期月過於令訴出ハ取

上無之、
 68 一 御料私領組合普請、私領之分斗リ自普請
 69 一 於願者免之、
 70 一 留還橋普請、組合普請、組合新規ニ申付例有之、
 71 一 留水人足諸色組合惣高割合、
 72 一 用水ハ田反別多少ニ應し可為刻割、水門之寸
 尺ニ定、
 73 一 一領之時水代不出といへとも、他領出分ハ新規ニ出
 之、
 74 一 用水論ハ容易ニ不取上、双方之役人立合無滞
 様ニ為濟之、但十二ヶ月を過於訴出不及沙汰、
 75 一 畜成用水於障者禁之、
 76 一 新田新堤、双方役人立合障無之ニおるてハ
 為取立之、
 77 一 堤重置障於有之者禁之、
 78 一 用水引來證據無之、溜井廻シ其村之田地取
 回有之、地内地元掌るうへハ、田高ニ應し新規ニも
 用水引之、

- 七 「表題欠」
- 80 一 山論、境目林場出入、田畠論、先奉行裁許之書付、
古水帳、且古來御代官之時裁許之書付、或ハ地〔九才〕
頭捌置之書付差出、御國繪圖ニ符合シ歟、又ハ
地所無相違シ得者取用、
- 81 一 寺院後住爭論、先住遺状讓状體成ル書物
者取用、又者百姓町人家督出入ニ者讓状正敷
書物ハ用之、
- 82 一 惣而古キ書物印形無之而も體成書付ニ而、水帳
又ハ地〔九才〕面府合シ書面、且扱證文、山手證文、名寄
帳、印形有之年貢等納方相違無之者取用之、
- 83 一 先領主地頭之帳面書物、其外古來之書付印
形無之といへとも、於體成ニ者用之、
- 84 一 他之水帳書物等論所之證跡と偽之字等書替ニ
おゆてハ、死罪或ハ遠鷗、
- 85 一 體成書物等有之處、不埒之證文等取之為證
據於差出者、戸メ或ハ所拂、
- 79 一 寺社領爭論縁記讓状ヲ以申出ル時、御朱印之表
寺社領縁記之通と有之歟、或ハ讓状國繪圖
名所致府合、書面疑敷無之者取用、
- 86 一 馬繼河岸場市場論
馬繼宿場國繪圖可為次第、
人馬相對ニ而助合來ル上ハ 公役之外ニも不差滯
可勤之、
- 87 一 證據ニ可致巧ニ不埒之書付等取之於差出者
戸メ、或ハ名主庄屋之役儀取放、
- 88 一 人馬繼之場所ヘ寄人馬出之といへとも、私人馬繼禁
之、但馬繼場と相對ハ格別也、
人馬繼往還之外猥ニ脇道停止之、
- 89 一 諸荷物直賣手馬ヲ以附通分ハ、本海道たりと
いへ共通路無構、一通之脇道還は勿論也、
- 90 一 商人江賣渡シ諸荷物、手馬ニ而繼場ヲ附通事
禁之、
- 91 一 双方證據無之馬繼場ハ、双方月代り馬繼可
為致之、
- 92 一 脇道之分ハ旅人勝手次第馬繼可為致之、
於脇通 御朱印之外雇人馬不足之分ハ可
及其断、
- 93 一 94 一 95 一 96 一

- 97 大坂荷物ニ京都之荷物入為持、京都之飛脚屋及難儀由ニ而道中ニ而理不尽ニ押切ほときしハ、
古例獄門、
- 98 中絶之市障於有之者禁之、
- 99 私ニ新市立ニ事停止、但障於無之者免之、
- 100 市場ヲ所々江届なくして新町屋建ニ事停止之、
- 101 河岸場者河岸帳次第也、市場ハ村鑑帳次第也、
- 102 河岸帳ニ不載分ハ、地頭并村用之荷物之外者運送禁之、
- 103 三傳馬町ガ鞍判不請之江戸ニ而駄賃稼禁也、「一才」
- 九 跡式養子離別後住并引取人
- 104 父養子致し跡式於極置ニ者、実子たりといふ共
跡不繼之、
- 105 父跡式極メ不置おるてハ、血筋近きもの可為相續、
- 106 夫死後後家儀外縁付ニおるてハ、先夫之名
可差縁様無之、筋目之者可相續之、
- 107 遺状之通家屋鋪讓分ケル而者跡断絶致、
或ハ母ハ妾ニ而外ニ縁付ニ由、親類申出といへ共、
- 108 跡式相續之惣領ヲ差置、外忤江跡式可讓
との遺状者不法也、私といへ共遺状於體成者、
有金家督忤七分、外之忤三分、家財田畠等ハ家督忤可為相續、
- 109 重病之節、一判之讓状ハ不取用之、
- 110 致家出、養父死後立帰ル養子ハ跡式相續不成、
- 111 當人相果借金有之、跡式親類之内ニも望
無之おるてハ、借金方ヘ家財分散、古例、
先住後住之遺言有之所、外之出家ヲ後住ニ
- 112 可居旨申といへとも、法式之儀且方可差縁
謂無之、不及沙汰、
- 113 當人相果、跡式之儀遺状も無之、親類等不將
之儀ヲ訴論致ニおるてハ、公儀江跡式取上之、
聾養子離縁之上、出生之男子ハ、夫方江可引取、
引出物等ハ相互ニ可為返、
- 114 夫死後後家ヘ養子當り悪敷といへ共、不體成ニ
おるてハ、後家心但ニ外ヘ可讓筋無之、

恃無之相果ルものゝ家財ハ、心次第たる上ハ、
遺状之通母ヘも跡式分之、
〔一一ウ〕

- 116 一 夫之極置跡式ヲ、夫死後後家心伝ニ外へ譲可
分筋無之、
- 117 一 賢養子父子不和ニ而寒父方へ立退寵有、去狀
不遣之差置妻ヲ引取度旨申といへ共、謂無之〔一二ウ〕
ニ付不及裁許、
- 118 一 賢遺跡、妻養子之氣不入離縁之上ハ、持參
金ハ不及裁断、養子之諸道具ハ去狀遣ル上ニ而為
返之、
- 119 一 実子出生以後、不和ニ而養子家出致といへ共、又不
埒ニ付養子可為引取之、〔マ〕
120 一 養父仕形惡敷由ニ而、養子隱便ニ無之、寒父方へ
於帰者、持參金相對者格別不及裁断、
- 121 一 自分之忤フ養子ニ可遣、巧ニ離縁ヲ於致腰推者、追
放、
- 122 一 賢養子不縁たりといへとも、縁絶之證文も不取〔一三〇〕
替、剩双方外江片付ム上、及訴論者、不埒之仕方
ニ付持參金 公儀江取上、
- 123 一 養子妨ム者ハ品ニより空舍、古例、
- 124 一 妻之諸道具持參金相返上ハ、離別之儀ハ夫之
心次第、
- 125 一 外之女後妻ニ可致巧、離別ニおるてハ、右之女ヲ
妻ニ為致ム義者勿論、出入共ニ差留、
- 126 一 腹胎ム共、離縁之事ハ夫之心次第也、出産之上ハ
男子ハ夫の方江為引取、女子ハ妻の方へ可差
置、
- 127 一 妻儀親元へ帰居ム儀三四年過、夫訴出ニおるて
〔一三ウ〕
ハ、願後ニ付難立、乍然去狀不取義ニも不埒ニ付、一往
夫の方へ為呼戻ム上、離別状可為渡之、
- 128 一 離別状不遺といへ共、夫方ム三年已來通路於不
致者、外ヘ縁付ム共、先夫の申分難立、
- 129 一 離別之證據無之女房親元へ参居於相果者、
諸道具持參之田畠不及返、夫之心次第、
- 130 一 忤相果ムニ付、娘ヲ差返ム類、持參金者不及沙汰、
諸道具者可差戻之、
- 131 一 先夫離別之事慥ニ不承届、去狀も無之、親ニも
得心不為致、女と申合、理不尽ニ外江於引取者、
重過料、又者品ニ与リ追放、〔一四〇〕
右女被為離別ム共、為自分立退、親も不為致同
- 132 一 心家出い多し、去狀も不差越内ニ、外之男持ニおるてハ、

- 142 髪ヲ剃、親へ渡シ、以後外へ片付ひ事ハ親之心
次第、不義之男方へ通路留之、
右不埒之取持人ハ過料、
- 141 女房得心も不致ニ、衣類等質物ニ遣須ニおるてハ、
不縁之事、妻之親心次第、
- 140 女房難添子細相立家出致ニおるてハ、女之親元ハ
諸道具為返之、
- 139 去状不取替上ハ、又添之義不及裁断、
- 138 養子合之女房、夫ヲ嫌致家出、比丘尼寺へ駆〔一四ウ〕
入、比丘尼三年勤之暇出ハ之旨訴出ハ、実父方へ引
為取之、古例、
- 137 夫ヲ嫌髪ヲ切ハ而成とも暇取度由女房申之、又者
夫江申掛致ス類者、比丘尼ニ成縁切セ、古例、
- 136 旧離帳ニ附ハといへとも、旧離ニ致ハ者子引取
人於無之者、旧離之無差別其親類ニ預ル、
- 135 欠落之届致置といへ共、勘當之届ニ而も無之、
外江引渡遍きもの無之ハ引渡之、
- 134 離別之事断ヲ請、女之親類欠落引取人無
之おるてハ、溜江預ル、
- 133 離縁之上、同町ニ而同商賣致ニおるてハ、養父江對し
- 144 譲證文斗致所持、沽券不致所持、元地主願たりといへとも、元金為差出、譲證文と引替之上、
家屋敷、元地主江為渡之、
- 143 不遠慮ニ付、養子所ヲ為立退、
及出入、沽券證文無之者、家屋鋪ハ 公儀江取
上之、
- 145 神事佛更其外不依何吏、新規之義停
止、無證據之儀者奉行所又ハ地頭江相達任
差圖、
- 146 無謂離旦不致之、
147 旦那寺不似合無慈悲成致方ニ付離旦致ニお
るてハ、帰旦之不及沙汰、
148 心願有之、其身一代改宗ニおるてハ免之、
149 父之遺言於有之者、改宗心次第掌るへし、
150 祈願書者帰依次第也、
- 151 離旦之證文押而印形取ニおるてハ所拂、其品
軽キハ戸メ、
- 152 女子ハ母之宗門ニ成ハ例無之、女子ハ夫之宗門ニ

〔一五オ〕

質田地

165 一 知行所田畠質地ニ為入、地頭用金借り為出之事、
停止之、

153 一 住職出入有之といへとも、宗旨證文印形可差延
謂無之、寺附之印形ヲ以證文可差出之、
〔一六〇〕

154 一 前菩提所へ不斷、宗旨證文印形於致ハ、戸メ、
開基旦那ハ過去帳次第、

155 一 後住之儀、開基旦那ハ格別、旦那ヲ不為差
綴、

157 一 且那(を)越疑ひ宗旨印形於滯者逼塞、

158 一 新寺院寄附致さハ地面 公儀江取上、其所

159 一 之名主組頭者戸メ、

160 一 寺法差綴本寺ヲ触書名主印形ヲ以門下ニ
於相触者、役儀取放、戸メ、

161 一 私僕ニ寺号於取替ニ者、戸メ、

162 一 前菩提所之挨拶も不承届、剃髪於致者、其 〔一六〇〕

寺院逼塞、

163 一 墓所も無之、一村之助合ニ而相續之堂地ハ、寺号
停止之、

164 一 吉田家之許狀於無之者、神主ニ不立、然共品ニ
与り社役ハ免之為相勤之、

165 一 忌中ニ祈願所より不致跡稅も無之、

166 一 拾ケ年季ヲ越し永年季之質地、并名主加判無之
拾ケ年季ヲ越し永年季之質地、并名主加判無之
勿論名主置し質地者、於名主組頭等之役人加判
〔一七〇〕

167 一 無之ハ、無取上、是ハ名主加判無之百姓相對ニ而倍金
或ハ永代賣賴納賣等ニ付シ不法之質地引取致
付、前々停止之、

168 一 享保元申年迄年季ヲ掛ケル質地出入之取上有

之シ得共、享保元申年ヲ元文二巳年迄年数廿ヶ

年余相立、手入等致シ得者、年數怪シ而者質地取
シもの及迷惑ニ、其上前々右之類十ヶ年已前之

分取上無之ニ付、元文二巳二月ヲ年季明拾ケ年
過訴出シ質地、金子有合次第可請返旨證文ニ書

入シ質地ハ、質入之年ヲ拾ケ年過於訴出者、無取上、
右両様拾ケ年之内ハ裁許有之、拾ケ年過シ分ハ無

〔一七〇〕

169 一 取上、金主進退たり、
質地倍金手形之分無取上、

- 170 小作滞日限ニも不相済ニ得者、小作人身代限り諸道具不残為相渡、田畠小作人之多少ニ應し年数ヲ限、金主方へ為渡、年數過小作人与為替之、但小作人所持之田地質地入ハ、田畠、不埒之者同前ニ諸道具不残為渡、家屋鋪者不渡させ、
- 171 質地滞ニ金米日限、米五石金五両以下三十日限り、金五両迄拾両迄米五石迄拾石まで六十日限り、拾両与リ五十両迄十石迄五十石迄百日限り、五十両迄百両迄五十石迄三百五十日限り、百両迄武百両迄百石迄武百両迄十ヶ月限り、武百両より武百石以上ハ十三ヶ月限り、
- 172 流地之直小作滯者棄指可申付、但別小作滯ハ如通例之日限可申付、
- 173 西年以来之質地證文、不宣借金ニ准ニ分ハ別小作滯も借金ニ准シ小作人ニ済方申付ニ也、名田小作ハ證文又ハ帳面ニ印形無之ニハ、地主無念、

- 174 一
名印加印又者名所等無之證文ハ無取上、質置主名主ニハ、組頭加印無之者取上無之、
- 175 一
具不残為相渡、田畠小作人之多少ニ應し年数ヲ限、金主方へ為渡、年數過小作人与為替之、但小作人所持之田地質地入ハ、田畠、不埒之者同前ニ諸道具不残為渡、家屋鋪者不渡させ、
- 176 一
水帳迄相違之質證文ハ不取用、借金ニ准、年久敷證文ニ而も享保年中之年延添
- 177 一
證文於有之者、定式之質地同前済方申付之、
- 178 一
及出入、肩書於書入者手鎖、
- 179 一
質入地或ハ他之小作之稻理不尽ニ刈取カリ又ハ作付手入致之マ、おるてハ戸メ、或ハ過料、名主證文等乍存於差留者咎、
- 180 一
無證據不埒之證文ヲ以於及出入者、地面公儀へ取上之、
- 181 一
宛所無之證文ハ不取上、年号無之茂同断、
- 182 一
年貢未進有之者田畠致質入ニといへ共、取上之賣拂代金ヲ以地頭方年貢未進皆済為致、殘金有之者金主江割賦之、
- 183 一
質地年季ノ内不請返ハ、流地致ニ段、證文有之質地ハ證文通申付、但期月ニ至ル前廣ニ訴出ハ、可為取返、
- 184 一
御朱印地田畠質地取ニ事停止也、

〔一八ウ〕

但享保十四年以来者借金ニ准元證文無取上分ハ小作滯者無取上、

ヲ用裁許、尤流地以後者百姓并年貢諸

役金主ニ為務之、

質地年季ノ内請戻之儀地主出ハとも、相對ハ格別年季ノ内ハ無取上、

〔二〇ウ〕

資 料

一 186 質田地年季ノ内者年貢諸役双方相對

之上極置ハ通為勤之、流地ニ成ハ節ハ本百姓並ニ勤之さする通例、

〔一九ウ〕

一 187 質地證文ニ小作之儀書加有之者書入借ニ准ハ得共、一紙ニ認ハ迄之儀ニ而不埒無之間、

元文三年より質地ニ相定裁許有之、

一 188 證文ニ年季明不請戻ハ、永金主可致支配文言ニ有之ハ、流地ニ可致予申文言同意ニ付可為流地、

一 189 質地證文定法之文言ニハ、小作證文者残地等之不宜證文ニ而も、元金斗裁許小作取上無之ハ得共、本證文ニ残地等之儀無之ハ共、

小作證文ニ反歩之内何程致直小作、此作徳ヲ以惣反歩之年貢諸役可勤与

一 190 有之ハハ、金主手作之分ハ金主作り取ニ成ハ付、元文三年より右之類元金も無取上、尤品ニ与リ咎科有之、

證文ニ年貢諸役之分何程員數ヲ極金主可差出由在之者、縱年貢諸役分ハ不足ニ而地主返納有之由申出ハ共、相對之義ニ付右證文

一 191

一 192 別用裁許、尤流地以後者百姓并年貢諸役金主ニ為務之、

質地年季ノ内請戻之儀地主出ハとも、相對ハ格別年季ノ内ハ無取上、

〔二一オ〕

一 193 享保十四年以前之借金出入無取上、

一 194 武士方借金日限申付置ハ所、跡式断絶ニ付、一類之内別領地被下方より切金ニ為相済度旨、金主申出といへとも不及沙汰、古例、

一 195 養子之借金養父之家來手形致置といへとも、養子実父方ハ罷帰候上ハ不及沙汰古例、先住借金有之段當住不存、本寺触頭よりも不申聞ニ付於致入院者、後住不及返済、先住之弟子并請人より為済之古例、

一 196 借金并書入金高利當りハ分ハ一割半之、利足ニ直し済方申付ル、奥書ニ記有之といへとも印形無之ハ無取上、

一 197 町人百姓滯金申付方、借金高多少不擣三利足ニ直し済方申付ル、奥書ニ記有之といへとも十日限り之度々ニ切金為差出、出金之仕方於不埒ハ

一 198

手鎖掛け、猶又滯ひハ、身代限り申付ひ、武士方

八日限之度々切金ニ申付ル、

199 一 借金證文ニ加判人於無之ハ、當人加判人両方

両方之済方申付、畢竟相對之事ひ故済

方申付ひ節之證文ニ家主不及加判、

200 一 家質済方日限、四五十両六七十日限、六七十両

七八十日限、百両百日限、但以上見合金千両已上

(二二一)

十二月限、但日限り之内并質同断、

201 一 寺附之品々質入又ハ賣渡證文ニハ金子借り

ひ分ハ相對次第也、但當人欠落死失等ニ付、後

住宿寺證文等へ掛訴出ひ而も無取上、右證

文ニ寺附之品々與無之所持之品可相渡与申

文言之證文者、吟味之上只今迄之通也、

202 一 家質利金一二ヶ月滯ひ分訴詔不取上、三ヶ月

月も於滯者済方申付ル、

203 一 白紙手形ニ而致借金おゐてハ、證文ハ破捨、式

三十両之過料申付ル、

諸寺院々本尊什物佛具建具等書入又ハ
賣渡證文ニ而金銀滯ひ、當人證人共咎申

(二二二)

付、尤金子済方も不申付、

帳面ニ記置ひ借金印形無之、附込帳ニ書入

有之ひ共無取上、

204 一 日寄附込帳ハ一日ニ大勢幾日も賣掛け之分

賣場之順ニ附込ひ事缺、印形無之ひ共取上

済方申付ル、一日一両人之賣口又ハ數日隔り

記ひ者、附込帳与申ニ而者無之ニ付無取上、

(二二三)

先住之借金當住不存旨雖申与、先住借金

も有之者入院致間敷旨於不相斷者、當住

又者證人与り為済之、

旅商等之帳面、其村之宿又ハ口入人之印形斗り取

置賣カケ掛之分ハ無取上、

車借し日那し錢取上無之、品ニ寄双方答之古例、

205 一 209 一 無尽金并惣而仲ヶ間出入無取上、

210 一 211 一 両人連判ニ而金子借り受ひ品、老人於相果者

半金為済之、返金致といへとも請取書も取置す

當人致欠落為無證據、依而残り老人も半分

為済之、

212 一 證文雖有之、借金ニシム哉、代金ニシム哉、不相決ニ
おゐてハ半金為済之、

- 213 一 通例之借金ヲ奉公人請状ニ認め給金と申立ト〔二三〇〕
いへ共、実ハ奉公人も無之、不埒ニ付訴詔不取上、不埒
證文為致不届ニ付、為過料借金 公儀江取上之、
- 214 一 名主五人組印形無之者、家質難立借金ニ准ス、
- 215 一 借金筋ニ付而者店之者ヲ家主不預、
- 216 一 裁許破綻背其外御仕置大概
裁許難渋之者ハ空倉或ハ手鎖、裁許請可
申旨於申出ひ赦免、
- 217 一 難立儀及強訴ニおるてハ、閉門、戸メ、田畠取上、所
拂或ハ追放遠嶋、
- 218 一 先裁許申紛ニおるてハ戸メ手鎖或ハ過料追
放、
- 219 一 先裁許ヲ疎ニ致ニ付及再訴者、名主役取放
戸メ或ハ過料、
- 220 一 地頭又ハ支配頭之裁許を背キ難立儀於及
強訴者戸メ所拂、
- 221 一 立會繪圖久敷於滞者空倉、於致訴訟者
赦免、
- 222 一 追放所拂之御仕置於不請者、遠島或ハ追放、
- 223 一 背綻脇指帶ぬものハ、脇差取上、手鎖、
町人百姓於帶刀者、江戸在所追放、
- 224 一 名主役被取上、牢人之由偽り致帶刀ニおるてハ
追放、
- 225 一 主ハ戸メ或ハ呵、
投銅場殺生人有之所於不相改者、村中へ過
怠、鳥番人春々秋迄或ハ一ヶ年為勤其所之
野廻り無念ニおるてハ、野廻り役取放、捕ひものハ
御褒美金五両、
- 226 一 投銅場殺生人有之所於不相改者、村中へ過
怠、鳥番人春々秋迄或ハ一ヶ年為勤其所之
野廻り無念ニおるてハ、野廻り役取放、捕ひものハ
御褒美金五両、
- 227 一 飼付之鳥追立におるては戸メ、或ハ追立ぬもの
越過怠として名主江預り、見出ひものハ御褒美
として金子被下之、
- 228 一 隠鐵炮商賣致ニおるてハ田畠取上所拂、口入
人ハ過料、名主組頭不相改無念ニおるてハ村中
〔二三ウ〕
- 229 一 隠鐵炮商賣致ニおるてハ田畠取上所拂、口入
人ハ過料、名主組頭不相改無念ニおるてハ村中
〔二四ウ〕

244	243	242	241	240	239	238	237	236	235	234	233	232	231	245
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
遊者留置 <small>ニ</small> 名主 <small>ハ</small> 役義取上戸 <small>メ</small> 、組頭 <small>ハ</small> 過料、	欠落者 <small>ヲ</small> 於閑置者過料或ハ戸 <small>メ</small> 、	願立 <small>ニ</small> 事 <small>ヲ</small> 願捨 <small>ニ</small> 致於在所江帰者過料、	奉行所之申付之由於偽申者、其品輕キ <small>ハ</small> 過料、	度々差紙 <small>ヲ</small> 請不參之者、其品輕キ <small>ハ</small> 過料、或ハ	過怠 <small>として</small> 宿預ケ又空舍、	相手相果 <small>ニ</small> 押隠、相手取裏判於取之者過	難立儀共致強訴者、其品輕ハ過料、	御代官地頭 <small>ニ</small> 而吟味之內於直訴致者過料、	二重質取遣 <small>ニ</small> 者ハ過料、	神木たりといへとも入込之地 <small>ニ</small> 而理不尽 <small>ニ</small> 於伐採	者神主逼塞、	他村之者其村之者ニ成出入携於訴出者戸 <small>メ</small> 、	重キ制禁之儀致といへとも前方於相止者過料、	押而縁組之事於申募 <small>ニ</small> 者本人取持共ニ手鎖、
但人殺盜賊等雖相止と境も無之事故格段、	重科雖無之詮義之節 <small>ニ</small> 於親 <small>ヲ</small> 隠ハ戸 <small>メ</small> 、	目安裏判似せ物之由申之奪取ものハ、田畠家	財取上所拂、	〔二五ウ〕	〔二五オ〕	〔二五オ〕	〔二五ウ〕	〔二五ウ〕	〔二五ウ〕	〔二五ウ〕	〔二五ウ〕	〔二五ウ〕	〔二五ウ〕	押而縁組之事於申募 <small>ニ</small> 者本人取持共ニ手鎖、
人殺之義内證 <small>ニ</small> 而済 <small>ハ</small> 逆不訴出者ハ所拂、	名主 <small>ハ</small> 役義取上戸 <small>メ</small> 、組頭同断、内證 <small>ニ</small> 而葬 <small>ハ</small>	寺院ハ閉門、	寺院ハ閉門、	人殺之義内證 <small>ニ</small> 而済 <small>ハ</small> 逆不訴出者ハ所拂、	公儀御仕置 <small>ニ</small> 不及分ハ、其頭觸頭等江夫 <small>々ニ</small> 引渡 <small>ハ</small> 法之通可致旨申渡 <small>ハ</small>	出家願人座頭穢多非人、從	御成先 <small>ニ</small> おるて無筋之訴詔差上 <small>ニ</small> おるてハ所拂、	嶋或ハ追放所拂、改宗之者ハ誓詞之上赦免、	右ニ付仕形不埒之者ハ戸 <small>メ</small> 過料、	役人江賄賂於差出者、其品輕キ <small>ハ</small> 手鎖或ハ役義取放、	嶋或ハ追放所拂、改宗之者ハ誓詞之上赦免、	嶋或ハ追放所拂、改宗之者ハ誓詞之上赦免、	嶋或ハ追放所拂、改宗之者ハ誓詞之上赦免、	證文 <small>ニ</small> 〔金主〕請人之無差別奉公人召拘 <small>シム</small> ものハ戸
〔二六ウ〕	〔二六オ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	〔二六ウ〕	メ、

- 256 一 割判も持參不致處ニ質物於請返者、利金
公儀江取上之、
- 257 一 當分之事ニ證文致處、金子借金之替り建
家等無断卒爾ニ於取壞ニ者、如元之致造作
為返之、
- 258 一 賣質仲間之法於背者過料、
〔商法〕
- 259 一 口論之場者出合致打擲ニおるてハ、身代限り
取上所拂、
- 260 一 過料申付ル者相果、忤無之ニおるてハ、五人組ニ
為出之、相果ル届延引ルハ、名主押込、
- 261 一 新規ニ祭ヲ仕出シ村々江送リ遣ニおるては、〔二七〇〕
頭取并其村々名主組頭追放古例、
- 262 一 無下知村々人質為出之、遣ふといへとも、賃錢於
不相渡は卒舍古例、
- 263 一 先觸ヲ書達、村々ニ而無用之用意等於為致者
追放之古例、
- 264 一 可割返分ヲ其通ニ致置故、及出入ニおるては、
名主ハ役儀取上戸メ、組頭同断、
- 265 一 師匠之弟子不埒ニ付家業構ル義、師匠之心
次第多るへし、
- 266 一 重キ事ニ付偽申觸ル類ハ、家財取上、江戸
拂或ハ重追放、
- 267 一 遺恨ヲ以かたハニ成ル程疵付ル者、入墨申付ケ
遠国非人手下ニ申付ル、
- 268 一 偽と云を乍存、證人ニ立ルものハ追放、
證文之宛所切書替ルものハ、過怠として借
金 公儀江取上、
- 269 一 證文ニ知人之名ヲ書、外之印形ヲ押ル者重追放、
出入不相済内ハ論所ヘ立入申間鋪旨申渡置
ル處、相背於立入者過料或ハ所拂、
- 270 一 無證據之義及強訴、剩差紙ヲ以呼出ル者と
致相對不差出奉行所ヲ蔑ニ致ニおるてハ追
放、訴詔人ハ相對之上不罷出相手ハ過料、
無取上願書付ヲ以委細申渡、重願出ルハ、過
料可申付旨申渡、其上ニ而も訴詔申出ニおるてハ
之上弥不取上於願者再過料、
- 271 一 過料、奉行所ニ而不取上願、筋達江願出、吟味
親子兄弟其外之親類ニ而も、過料 御免之願、
且裁許之義ニ付而之願者、別段之事ニ付先者
不及咎ニ、

275

當人難顧障も無之處、親類縁者之由ニ而訴

状差出ニ而も、當人ニ為願可申旨申渡、無取上、

276
一 物而物ニなぞらへ異説虛説申觸ニ者ハ召捕、

急度御仕置、

277
一 廻船ニ植木庭石其外遊道具之類積廻ル

事停止、

278
一 破船之節、取揚荷物之内、浮荷物ハ貳十分一、

沈荷物ハ十分一、但川船ハ浮荷物ハ三十分一、沈

荷物ハ十分一、取上ニ者江為取之、

品川湊之内、廻船舟掛之内、小船乗り出賣

出買停止、

1
一 人數其外重科有之欠落者ハ、其者之親類叔

父女房性等ニ而也可掛もの越窄舍申付置、其

外之親類其所之名主五人組等ニ尋申付、日限

大概三十日或ハ五六日十日限百日限りと力尋申付、

〔二九〇〕

282

尋之者不出ニ得者落着難成逆、其一件差延

置ニ而も擣無之者之難儀ニ付、六ヶ月ヲ限於尋

出さるニ者尋之者ハ過料、其品ニ与リ相當之科申

付、欠落人も見當次第召捕可來、致見遁

外与リ見出訴出ハ、猶又可咎旨證文申付、

一件御仕置申付ル、

283
一 火附盜賊惣而重キ科人同類ニ而者無之、其者ニ

被頼住所ヲ隠、或立退キニ者ハ家財闕所所拂、

寺社之訴詔人、可届所江不斷して願出ニ類ハ無

取上、但本寺觸頭之惡事又ハ非儀之申付等ニ而

再往願出ニ得者、品ニ与リ吟味有之、

遠國者者御當地江參リ無宿ニ成、科無之類、勘

當、領主構之無差別、領主江渡、家來召仕

道中荷物持ニ成とも、又ハ御當地ニ而召仕、其内

致欠落ニ共、其通之旨申渡、引渡ス、

284
一 但廻国等ニ出尋可申と申といへとも無取上、
酒狂ニ而人ニ疵付ニ者ハ其主人江預置、疵平(マ)喻、

科有之逐電欠落等致ニ所尋申付ニ儀、主人ヲ

家來、親ヲ子、兄ヲ弟、伯父ヲ甥ニ尋ニ様者不

申付定法也、

刀脇差取上、疵被付ひ者へ為取之、

者、下手人ニ者及追放、但武士奉公人ハ其主人
〔マニ〕
願無之候得ハ不差免、
〔ミオ〕

287 酒狂ニ而人ヲ打擲致ひ者ハ、身上限り諸道具

取上、打擲ニ逢ひ者江為取之、酒狂者之儀、主人江断ひ節、欠落と申立ひ共、主大方ヲ罷出三日之内ニ而ひハ、欠落ニ不相立、

288 酒狂ニ而諸道具損さしひ者ハ過料為出、損失

之者ヘ為取可申、軽キ身上之者ハ身代限申付、

289 酒狂ニ而自分と疵付、外ニ科無之者ハ、疵養生ニ不及、早速主人江引渡、

290 酒狂乱氣ニて人ヲ殺ゆとも下手人、但至テ軽キ

〔ミ〇ウ〕

者殺ひ者品ニ与リ御構無之、但主弑親殺たりとも

乱氣ニ無紛ハ、死罪一通、自滅致ひハ、死骸

塩詰ニ不及取捨ル、火を付乱氣之證據不分明

ハ、死罪、乱氣ニ無紛ニおるてハ、常々乱氣之通

申付ル、

百姓町人口論之上、相手理不尽之仕形ニて不得

止事相手ヲ殺ひ時、相手之方之親類并其所之

名主年寄等、右之殺ひ者平日不法者ニ而申分

無之ニ付、下手人御免之儀願出申ひ所、猶紛無之

291

292

293

294 〔ミ〇ウ〕

295

296

297 〔ミ一ウ〕

改易中輕追放、御扶持人ハ御扶持家屋敷上り共闕所、在方町方ハ田畠家屋敷家財共闕所、家財無構、在方町方ハ田畠家屋鋪上り家財

御構無之、

田畠取上ひ者、科重キハ田畠家屋敷共取上、科

軽キハ田畠斗取上、家屋敷者不取上、屋鋪斗持田畠無之者ハ過料、

夫科有之田畠取上ニ成ひ得者、妻之持參田畠

一所ニ取上ニ成ル、金子など持參ひ得ハ當座ニ遣捨ひ故、妻方ヘ者不戻、但妻之名前ニ而有

之分ハ可為格別、

身代限り居宅并藏家財共取上之、他所ニ

家藏有之分ハ諸財物ハ取上、家藏者無構、

科重クハ者、過料之上戸メ、入墨之上追放、或ハ

追放ニモ二重ニ御仕置申付ル、

過料身代と科之輕重ニ應シ、過料員數增減

可申付、但至而軽キ者過料難出者手鎖申付、

299 一 宅舎申付ル者ヲ最初タ溜江不遣、病人行
倒者等ハ格別、

300 一 平日之出火咎め、火元類焼之多少ニより、
三十日二十日十日押込、

301 一 大火之咎、火元五十日手鎖、火元之地主屋敷
沽券金十分一之過料、火元之家主三十日

302 一 押込、風上武町風脇武町左右武町宛六町
過料、

303 一 御成之節出火之咎、火元五十日手鎖、火元之
家主三十日手鎖、月行事三十日押込、火元
之地主屋敷沽券金拾分一之過料、但所之
者早速消留メル得者、火元之當人斗リ五十日
手鎖、寺社門前町屋ハ、其所買請又ハ致

304 一 借地町屋敷建置ル者江、右之通過怠申付、
火を付ム者捕來リ訴人ニ出ル者ハ御褒美銀
三十枚、并捕へム同前之者ハ銀武枚被下之、
男女申合相果者、死骸弔シ不及取捨ル、一方
存命ニムハ、下手人、双方存命ニムハ、三日さらし
非人之手下ニ申付ル、主人と申合相果、主人存命
ニムハ、下手人ニ不及、非人之手下ニ申付、

〔三二一〇〕

305 一 隠し遊女賣賣ル者ヲ店ニ差置ムハ、其屋敷并
家財家藏共ニ取上之、遊女商賣ル當人家主

306 一 町人百姓一分江掛ム事ニ而、何卒仕形も可有之儀ヲ
訴出、御家人知行御切米被召上ム程之事ニムハ、
〔三二一〇〕

307 一 其百姓科無之ム得共、其通ニ難成、相當之咎可
申付、

308 一 旧惡之儀御仕置ニ可成ム得共、盜或ハ人を殺ム

品坏者、縱相止ム共、境之無之也、為渡世之致
惡事一旦、後日不宜事と存相止ム段分明ニ

付てハ其品を立、過料又ハ相當之咎申付、

主弑親弑之科人子共ハ伺之上申付、親類者

擣撲無之ム得共、所江預ケ置、本人落着之上、右惡
事之義全ク不存ニ相決ムハ、差免、此外火罪
磔ニ成ものゝ子共無御擣、右者町人百姓其

外輕キ者ともの事也、
〔三二一〇〕

309 一 拏問之事、致惡事之證據隨ニム得共、當人白狀
不致者ハ科之未不相決ム得共、外ニ惡事有之

分明ニ相知、其科斗リニ而も可行罪科之もの、

右之外ニも詮義之上其品少しも手筋聞ヘルハ、

其品ニ与リ拷問申付、但差口ニ斗ニ而證據撻ニ

無之、又者怪敷存ル一通ニ而者拷問ニ不及、

盜ニ入刃物ニ而家内之者ヘ疵付ル者、疵之不

依多少此類獄門、

盜ニ入刃物ニ而者無之、何ニ而成共、家内之者江疵

付ル類死罪、右両様共盜物ハ持主ヘ相返し

ルとも右之通申付、但忍ヒ入ル共巧ミル儀ニモ無

〔三四〇〕

之其品輕キ者、入墨之上重ク敲ク、

手元ニ在之品ヲ不斗盜ル類者、直段積金子

拾兩位、都而此類百敲或ハ五十日敲、其品ニ寄

入墨之上追放、

盜物と不存買取反物其外之類ニ而も、其通

品ニ而致所持ルハ、勿論取返し、被盜ル者ヘ可

相返サス、

盜物買取代金盜人遣捨ルハ、買取ルもの損

金多るヘシ、盜人之雜物ヲ以右代金可償、尤代

金所持ルハ、買取ル者ヘ可為相返、

盜ニ逢其盜人を捕ヘ参りルハ、被盜ル品々〔三四〇〕

方之者買取ル共勿論取戻可相渡、若其品

手前ニ無之ルハ、買取ル者与リ右代金為償、盜

人捕ヘル者江可相渡、

金子拾ヒル者訴出ルハ、三日さらし、主出ルハ、半

分金主ヘ相渡、半分ハ拾ヒルものヘ為取之、

反物類ニ而ルハ、其品不残相返、拾ヒル者ヘ者

落シル者之主不相知ルハ、半年程過見合、

弥主出須ルハ、拾ヒ候ものニ不残為取之、

博奕頭取并三笠附点者金元いたし

同宿之者ハ流罪、但町方屋敷方之無

差別、句拾ヒハ身代取上、非人之手下ニ申付ル、

博奕打ハ身代限り家藏迄取上、無藏者ハ右

進過料、

博奕打頭取点者金元致宿ル者訴出ルハ、

御褒美銀武拾枚、句拾ヒを訴出、其手筋

ニ而博奕頭取三笠附点者金元致宿ル者ヲ

捕ルハ、御褒美金五両或ハ三両為取之、

博奕頭取点者金元致宿ル者、外カ訴人

314 一

312 一

313 一

311 一

315 一

316 一

317 一

318 一

319 一

320 一

321 一

- 有之捕へるハ、地主ハ其屋敷取上、但五ヶ年
過ルハ、返し被下、家守有之者其家守家財
取上百日之手鎖、両隣之者并五人組家財
を取上、町内江者急度過料、名主も越度ニ申
付、但右者町方定法也、在方ハ家主名主
組頭五人組両隣家居隔りル得者咎ニ不及、
三笠附博奕頭取等遠嶋之分、五ヶ年も過
ル得ハ、赦有之時分書出ス、
- 323 一 組下之者博奕之宿為仕、宿錢之内取立、
打擲ル所不差留、殊ニ不存知不訴出、其節
頭取之者を致差圖欠落為仕ル名主ハ、於
其所引廻之上獄門、
- 博奕宿仕、剩自分留守之節右呼使を
打擲及騒動ル所、不訴出者ハ死罪、右呼使
を頭取打擲ル者ハ死罪、其外打擲ルもの
追放、携ル者ハ田畠取上所拂、
- 惡事有之者ヲ召捕ル故、訴出ル時、右惡黨之
者方々、召捕ヘ捕出ル者共惡事有之由申掛ル共、
猥ニ不相糺、若本人ヲ重キ惡事を證據慥ニ
- 324 一 剩御代官与リ呼使之家來ヲ、大勢罷出致
打擲ル所不差留、殊ニ不存知不訴出、其節
頭取之者を致差圖欠落為仕ル名主ハ、於
其所引廻之上獄門、
- 博奕宿仕、剩自分留守之節右呼使を
打擲及騒動ル所、不訴出者ハ死罪、右呼使
を頭取打擲ル者ハ死罪、其外打擲ルもの
追放、携ル者ハ田畠取上所拂、
- 惡事有之者ヲ召捕ル故、訴出ル時、右惡黨之
者方々、召捕ヘ捕出ル者共惡事有之由申掛ル共、
猥ニ不相糺、若本人ヲ重キ惡事を證據慥ニ
- 325 一 軽キ追放ハ、江戸十里四方、京、大坂、東海道筋、
長崎、東海道筋、木曾路筋、日光道中、甲
府、名古屋、和歌山、水戸、

申ニおるてハ、双方證義有之、惣而罪科之者ヲ
於訴出者、同類たり共、其科を被免ル事ニ付可
有差略、

〔三五ウ〕

町方火札張紙等之事、右者畢竟先ヘ難
儀ヲ為可申掛、事を偽りル品ニ問、其前ニ而名
主火中可仕、然共致張紙ル者を見届ルハ、召捕
可差出、右風分之儀ニ付、被云立ル者を店立致ニ
おるてハ店借可申出

〔三六ウ〕

申ニおるてハ、双方證義有之、惣而罪科之者ヲ
於訴出者、同類たり共、其科を被免ル事ニ付可
有差略、

〔三六ウ〕

326 一 重科人死骸塩詰之事、主弑親弑ハ死骸
塩詰礎、此外之科ハ死骸塩詰ニ不及、関所破
重謀斗之致方ニ与津テ塩詰礎ニ也可成、
追放、搆、国々所々重キ追放、閑八ヶ国、山城、
攝津、河内、播磨、駿河、甲斐、尾張、紀州、堺、奈
良、長崎、東海道筋、木曾路通、尤其者之
居国所共ニ、

中追放、江戸拾里四方、京、大坂、堺、奈良、伏見、
長崎、東海道筋、木曾路筋、日光道中、甲
府、名古屋、和歌山、水戸、

〔三七オ〕

329 一 軽キ追放ハ、江戸十里四方、京、大坂、東海道筋、
長崎、東海道筋、木曾路筋、日光道中、甲
府、名古屋、和歌山、水戸、

日光道中、甲府、江戸追放、江戸拾里四方、但御構之国々書付

居者無構、追院科輕キハ其村中斗り、夫与リ輕キハ其地中斗リ御構、

331 一 渡之、評定所ニ而追放申渡時ハ、御小人目付町同心立

過怠又吟味之内手鎖はつしム者ハ、品ニ寄死罪或ハ遠鳴追放、被頼はつしムもの同断、

332 一 會、常盤橋御門外迄連行、追放ハ屋敷ニ而徒士足輕召連、

死罪可成者致欠落、其身より奉行所ヘ於出者、一等越省遠鳴、

333 一 死罪御仕置除日之義、急度御定無之、御精進日其外御祝事等有之日心附相除、定る御

入牢之者、吟味之上科無之ニ相決ム所、於牢

334 一 精進日并朔日 十五日 廿八日 節供之外相除
分、

335 一 地頭より追放ニ成ム處、於強訴者遠鳴、
336 一 疆ルハ遠鳴、

337 一 重キ事ニ付、跡形も無之儀を於申掛者、家財取上所拂或ハ重追放遠鳴、輕キ儀者

338 一 押而密會致出家ハ死罪、女者得心之儀無之と
339 一 古例、出家ニ密通之由不造成を於申懸者追放之、

340 一 過料、并過料相滯者手鎖、

341 一 いへとも不埒ニ付、髪を剃、親類ニ渡ス、
342 一 御代官地頭江於背者、其品輕キハ過料、申合所

343 一 追放者、輕重共其者之住国ハ一國、私領ニ而ハ居村并其城下斗リ、但一領一支配ム共、他村住
〔三八〇〕

- 344 出家ニ不似、不謂義携品々於申出者、袈裟
越取上、
345 養父同前之者へ不慥成儀を申掛け手鎖、
346 親殺害ニ逢い時、外ニ隠し居ハ忤遠嶋、
347 下女自分として首縊相果ハ儀、女之親類共
主人を盜人ニ申那し下手人之儀於致強訴者
獄門、
348 水帳を押隠し過米於取上ハ、名主ハ死罪或ハ
遠島、
349 百姓之下女致密通ニ付、兩人共ニ主人切殺と
いへとも、百姓ニ不似合仕方ニ付戸メ、古例、
350 主人之女房伏居ニ所へ忍入、又ハ艶書ヲ遣ニお
るてハ死罪、古例、
351 主人之後家と下人於致密通者、後家下人共ニ
追放古例、妻下人と於致密通ハ、下人引廻シノ上
獄門、妻ハ引廻之上死罪、
352 妻不作法致ニ付男女共ニ雖切殺、妻ニ於不極ハ
妻敵討と難申ニ付追放、古例、
353 下人ニ不作法之儀申付ニ主人、品ニ与リ遠島、
致方も可有之儀を、卒忽之仕形ニ而及殺害ニお

〔三九〇〕
出家ニ不似、不謂義携品々於申出者、袈裟
越取上、

〔三九一〕

- 354 355 預り御林ヲ兄盜賊致、剩御林守江相懸ニ付、弟
不得止事打殺といへとも、兄江對し卒忽ニ付追放、
女房致欠落又外之者と於夫婦ニ成ハ、新吉 〔四〇〇〕
原ヘ永ク被下之、
356 主人之娘を申合ニ而於誘引出ハ所拂、
夫有之女、奉公之内、傍輩と於致密通者、男
357 女共ニ死罪、
夫有之處ニ外之者と於夫婦ニ成ハ死罪、夫有之
儀を男ハ不存といへとも追放、古例、
358 煩はやりニ節、虛説越申出、札并無実之藁
法を於致流布ハ、引廻之上死罪、古例、
359 窪屋焼失之時、致欠落ニ者死罪、
360 奴ニ可成女、惡事有之者之於致差口者赦免、
酒狂之上伯父ニ疵付、疵平愈ニ共、甥死罪、〔四〇一〕
似セ薬種持ニ者ハ、引廻し死罪或ハ磔、
361 主人之女房ニ密通之上、右女を可切殺と元主人江
踏込み者、引廻獄門、女房死罪、
362 〔マ、」
363 私身持ニ者を踏込捕へニ者ハ、御褒美被下之、
364 主人之妻と致密通ニ所、下人助命之儀夫願出ニ

- 付、非人之手下申付、女ハ新吉原江年季無限
渡之、
- 下請状謀判致ひ者ハ死罪、
- 御構地へ立帰りひ者ハ死罪遠島、人越殺害ひ
者ハ獄門、
- 軽キ御扶持人、獄門ニ成ル時ハ、忤ハ追放、〔四一オ〕
- 盜可致多め、古主之屋敷江忍入ひ者、入墨之
上重ク敲ク、
- 伯父ニ對し無筋之義を於申出者死罪、
- 辻番人博奕宿致并捨物を不訴、私曲ニ仕ル
者、引廻遠嶋或ハ死罪、
- 町人大小を指、奉行所へ巧仕ニおるてハ、引廻獄門、
盜物と乍存知、賣拂又ハ質物ニ置遣ひ者ハ死
罪、
- 橋其外金物等盜取ひ者ハ、入墨之上重キ追放、
- 謀書謀判似セ金銀致ひもの引廻し獄門或ハ
磔、似セ金銀似寄ひ仕形ハ引廻之上死罪、
- 武家ノ供ニ突當り或ハ雜言等申者追放、
- 重科之者も惡黨於致差口者遠嶋、
- 横取金償不埒之者ハ死罪、

〔四一ウ〕

- 381 一 武家方家來、町人を殺害立退ハ、同家中へ
尋申付、疵平愈ルハ、親類江療治代申付ル、
- 382 一 主人之妻之母切殺、密通之上之由申といへとも、無證
據ニ付引廻シ死罪、
- 383 一 女房ニ疵付、平愈ル共、理不尽ニ付、門前拂、
- 384 一 軽キ事ニ付似セ手紙認ひ者ハ家財取上所拂、
前方方有之追放ニ成ル以後、御構之場所へ致
徘徊、其上ゆすり事致ニおるてハ、一等重ク可申
- 385 一 付ひ得共、博奕之儀を依致訴人如本追放、
- 386 一 御家人死罪ニル得者、子ハ遠嶋、
- 387 一 犢人村々江廻り無謂合力と請、旅籠錢等も不
拂、村繼人足を乞召連於通ニ者、重キ追放、
- 388 一 密夫と申合、本夫を於殺害者、女房ハ引廻之上
磔、密夫ハ獄門、
- 389 一 重科之者於卒死者死骸磔、
- 390 一 被殺害ル者越頓死分ニい多し於不訴出者、兄弟
名主等ハ重キ追放、其外所拂、
- 391 一 證據なき之義申募、本寺觸頭之申付を不用第
一、殺人火附盜賊申掛ルニおるてハ、脱衣追放、

〔四二ウ〕

一 奉公人出入

392 一 欠落人之給金済方請人江申付ル、若於滯者身代限り

申付ル、

393 一 取逃引負等之欠落者、請人へ三十日限り尋申付、

尋出於不申者、請人身代限り、様子により過料輕

重申付ル、欠落者及六七度不尋出請人ハ、為過料

身代四五分或ハ三分相應ニ取上、若奉公人と馴合

於不尋者、其請人御仕置申付ル、欠落者尋出

取逃之品賣拂ルハ、買主より為戻、金子奪は

遣ひ捨ひ事分明ニルハ、捨り、尤請人江給金斗済方

申付ル、但請人より下請人江懸り願出ハ下請人〔四三〇〕

江三十日限り申付、惣而請人与リ済ひ金子請人人主

両人へ申付、済方於不埒ハ両人共身代限り申

付ル、但武士奉公人を人主ニ取置ル共、済方申付ル、

取逃引負之儀、請人兼而存ル様子ルハ、急度遂トケ

吟味、落着次第御仕置申付ル、

右之類請人欠落致ル而も、請人欠落以前ニ

家主へ預置、其品断於有之者、請人之可済

金過料ともに家主へ申付ル、尤主人方々請人

を家主方へ召連參り預ル、但家主欠落
者江店請人江掛り度旨願出ル共不取上之、

396 一 請人欠落以後、主人より断有之共、無取上、〔四三一〕

397 一 取逃引負之欠落者、主人見合ニ本人於召連

來ルニ者、取逃物者前ニ有之通り申付、右欠落

者當宿有之店請ニ立ル品越以過料、若

當宿店請も於不取者、尤當宿過料、右取

逃致引負のもの御仕置申付ル、

398 一 奉公人之請ニ立ルものゝ出入、其家主引請立

替相濟、當人へ店為立又ハ門前拂ニ成ル、其

以後當人重而之住所見届、元家主右立

替相應ニおみてハ、當人身代限り申付、當家主

江者済方不申付、店賃滯ル者を店為立、

追手相掛ケル共、前条之立替金とハ訛違

〔四四〇〕
ニ付相對次第申付ル、

引負金百兩以上已下共、當人并親類又ハ

可済筋之者へ弁金申付、少々も相済ルハ、、

引負人其分ニ差置、其者身上取立ル節、主

人願出ル様ニ申付、身上取立ル段、主人於願出ハ、

當人身代限り為弁、其上身上持ル度々幾度も

同四

石川土佐守

御勘定奉行

水野對馬守

可弁さ須、引負人之親類其外ニ弁金致ひ者
無之、當人も可済手段無之者ハ、五十日カ百日追
放申付ル、

400 一 引負人を請人へ預置、欠落致せるニおるてハ、
其請人分限ニより並々多過料、

〔四五ウ〕

401 一 引負人之親類、其外ニも致弁金ハるもの無之、

當人茂可済手便無之者ハ、五十日カ百日敲キ追放

申付、

402 一 軽キもの養娘、致遊女奉公等ニ出ハ儀、實方寺り
願出ハ共、無取上、実子養子之無差別、親之仕

方法外成義無之、子格別難儀之筋於取扱ハ

吟味有之也、

403 一 御仕置者、四五日前ニ御定め之御用ニ付、町奉行ヘ
為知、前日ニ切同ク同心之事達ル、

公事裁許又は御仕置者同相済ハ以後、西之丸江
伺書御下知書寫上ル、

〔四五オ〕

同断

金壺枚

同断

銀五枚

金壺枚

同断

淺井平左衛門

御勘定評定留役
於御座之間

〔四五ウ〕

鶴飼左十郎

支配御勘定評定所書物方

岩佐心藏

同断

倉橋武右衛門

同断

躄蝠間

右者御評定御用相勤ハニ付、於躄蝠間

被下之旨、松平左近將監殿被仰渡之、

〔四六オ〕

時服七

町奉行

牧野越中守

寺社奉行

本書は、「弘前大学附属図書館教育学部分館 小野文庫二九四六七、昭和四〇・一・二七」と登録される写本であるが、現在は他の小野文庫本とともに附属図書館に移管されている。

本書の体裁は、美濃紙袋綴の本文墨付四六丁の前後に同じ紙で表紙を付け、右端二ヶ所をこよりで縫し付けている。半丁十一行で、一行は十八字ないし十九字程度である。縦二四・五、

横一七・四センチメートル。

第一丁冒頭に「公事訴詔取捌」^(マシ)とあることから表題がとられたものであるが、果してこれが書名そのものか。あるいは篇名ないし項目名の一つにすぎないのかもしれない。

『国書総目録』第二卷(岩波書店、昭和三九年)に、「公事

訴訟取捌(くじそしき) 一冊 ④法制 ⑤国会(一部)・静嘉・九

大・京大(元文三)・東大・東北大狩野・日比谷東京・金沢市
加越能(二冊)・大橋・高野山金剛三昧院・萩毛利家」とある

他、類似の書名も多いが、すべて同じ内容であるのか、疑問を残す。今後の調査を期したい。

末尾の四五丁裏から四六丁表にかけて、寛保二年(一七四二)四月寺社奉行以下の御定書御用勤務および、御勘定評定留役以下の御評定御用勤務についての褒美に関する記事が見られるように、本書の内容はすべて幕府法であって、弘前藩法では

ない。にも拘らず、後述するように弘前藩士たる菊池形左衛門なる人物がこれを筆写していることは、単に参考資料としての幕府法の手控えにすぎぬのか、それとも弘前藩刑法典の作成に何らかの関わりを意味するのだろうか。ちなみに本書は筆写後、筆底にとどめられていたのか、表紙は汚れているが、本文への書き入れ等は見られない。

本書を筆写した菊池形左衛門については、『津軽藩旧記伝類』(みちのく双書第五集、青森県文化財保存協会、昭和三十三年)では、菊池寛司正礼の項に「父を形左衛門正嗣といふ。宝曆中勘定奉行を勤む」(二五五頁)とある他、寛司の項に続けて、

「寛司性左衛門正陽

文字を以て名あり、其学ふ處大凡經濟論を主とし、章句詩文を未とす、一時其学風大に行はる、順承公之時学問所小司に至る。喫茗雜話」(二五八頁)

と記す。文政四年に八十四歳で没した正礼の、父および子がいざれも形左衛門を名乗つてゐるわけである。

子正陽については、笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』上(吉川弘文館、昭和四四年)にも、「菊池素行、徂徠学派、名正陽、称形左衛門、号素行、蕃儒、稽古館副督学、徂徠学派に私淑

素行は早くより徂徠の学風を慕い、徂徠学を奉じて詞章に

拘泥せず、専ら經濟実用を宗とした。天保年中、稽古館学士に挙げられ、ついで副督学となつて經史及び詩文を講じた。

當時弘前藩学では、朱子学を宗として遵奉し、朱註を主として用いていたが、その中にあって、素行が徂徎の古学を講じたのは、異数のことであり、彼の学徳の致すところである。講説教授に直面しては、極めて懇切篤厚、熱誠こめて青年学徒を董陶した。七十三歳没。(日本教育史資料卷十二)」と紹介されている。

祖父もしくは孫のいずれに当るかは、少くとも正嗣あるいは正陽の筆に成る他書の検出を俟つて確定すべきであろうが、ここで、文化律の作成と幕府法との密接な関連を前提として、憲政律の作成に携つた正礼の子正陽の筆に成るものと仮定する。したがつて、本書については同じ小野文庫から発見した文化律たる『刑法』天・地・人とあわせて紹介しておくべきものであろうが、便宜上、本稿に付載した。

なお、京都大学法学部には、『公事訴訟取捌』一冊の他に、本書により近い『御定書』一冊がある。両書と本書のおもな異同を二、三あげておく(例示は『御定書』による)。23条は他本では「入会令」以下を別条とする。43・57・283・321・362・381・

387条の後に欠条を補える。

一小獵者近浦之任例ニ、沖獵於願者新規ニ免之。(43条)

一他之地先を於畠込者為返之、仕形於不墻者不納之年貢可為納之。(57条)

一喧嘩口論當座之儀ニ而人を殺し同類ニハ無之、其もの住所を隠或ハ立退シ者戸メ。(283条)

一右之通ニハ得者、至而輕もの稼ニ出シ共、自然先杯ニ而當座之博奕箇取致シ類者、訛違ヒニ付、地主咎ニ不及。(321条)

一卒忽之仕形ニ而元召仕シ女を殺害シものハ江戸拂、(362条)

一盜可仕と忍ひ入シ得ハ死罪。(381条)

一養父母ヘ對し不孝之仕形ニおゆてハ重キ追放。(387条)

さらば334条の脱落を補つておく(傍点個所)。

一追放者輕重共其者之住國ハ一国御構、

一江戸追放者江戸拾里四方并其居村御構、

一所拂者其居村者勿論江戸斗御構、私領ニ而(以下略)

また一三と一四の順が、他本では逆であり、それらを採りたい。

本号に関する作業に当つては、弘前大学附属図書館閲覧課職員の方々、とりわけ参考掛古山氏のお世話をなつたところ大である。あらためて謝する。なお、本稿は大阪経済法科大学昭和六十一年度研究奨励金による成果の一部でもある。